

第 5 次茅野市総合計画 基本構想（案）

茅 野 市

目 次

第1章 総合計画の概要	1
第1節 総合計画策定の趣旨と位置付け	1
1 総合計画策定の趣旨	1
2 総合計画の位置付け	1
第2節 総合計画の構成と計画期間	2
1 総合計画の構成	2
2 総合計画の計画期間	2
第2章 まちづくりの背景	4
第1節 茅野市の概要	4
1 地勢	4
2 歴史・沿革	4
3 人口・世帯数の推移	5
4 産業構造からみた茅野市	6
5 行財政状況からみた茅野市	10
第2節 時代の潮流とまちづくりの課題	15
1 人口動態の変化とその影響	15
2 変化する社会・経済への対応	17
3 技術革新	20
4 ネットワークの広がり	20
5 環境意識の高まり	22
6 防災意識の高まり	22

第3章	まちづくりの構想	23
第1節	基本理念	23
第2節	目指すまちの将来像	24
第3節	まちづくりの基本指針	25
1	地域やあらゆる世代で支え合う仕組みづくり	25
2	21世紀を生きる力を育む仕組みづくり	25
3	まちの活力の向上を図る仕組みづくり	25
4	安全・安心・豊かな暮らしを支える社会基盤づくり	26
5	あらゆる主体による協働のまちづくりに向けた仕組みづくり	26
第4節	まちづくりを進める基本政策・政策横断プロジェクト	28
1	基本政策	28
(1)	お互いに支えあい、その人らしく暮らせるまちづくり	28
(2)	生涯を通じて学び続け、未来を切り拓く、心豊かなひと育ち	28
(3)	八ヶ岳の豊かな自然と人が調和する 環境先進都市づくりと安心な市民生活の確保	29
(4)	「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」活力と 活気あふれるまちづくり	30
(5)	豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり	30
(6)	やさしさと活力あるまちづくりを支える 持続可能な行政経営	31
2	政策横断プロジェクト	32
(1)	5000年の歴史を未来につなぎ 力強く明日が輝く茅野市をつくる	32
(2)	自助、共助、公助による 災害に強い支え合いのまちづくり	32
(3)	優れた縄文の文化・精神を取り入れ、 活かし、継承するまちづくり	33
(4)	心豊かな多文化共生社会の実現をめざす	33
(5)	ICTが支える、ひとにやさしい暮らし	34
第5節	将来展望人口	35
1	現状推計人口	35
2	将来展望人口	36
第6節	土地利用構想	40
1	土地利用の方針	40
2	ゾーン別土地利用の方針	42
第7節	構想推進のために	44
1	市民参加と協働による自助・共助・公助のまちづくり	44
2	総合計画の推進と進行管理	45

第1章 総合計画の概要

第1節 総合計画策定の趣旨と位置付け

1 総合計画策定の趣旨

茅野市は、昭和48年度（1973年度）からの第1次総合計画に始まり、これまで4次にわたる総合計画を策定し、目指すべき都市像の実現に向けまちづくりを行ってきました。平成20年度（2008年度）から29年度（2017年度）までを計画期間とする第4次総合計画（茅野市民プラン）においては、「みんなでつくる、みんなの茅野市」を合言葉に、「市民力（自助）」、「地域力（共助）」、「行政力（公助）」の3つの力を高め、「ひとの輝き」、「みどりの輝き」、「まちの輝き」を意識し、茅野市民プランの目指すまちの姿「人も自然も元気で豊か 躍動する高原都市」の実現に向け、公民協働[※]により様々な取組を進めてきました。

その間、人口減少時代の到来、地方経済成長の鈍化、地方分権[※]に伴う権限や税財源の移譲など茅野市を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化してきました。また、社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズや地域課題は、多様化・複雑化してきました。平成23年（2011年）には、地方分権の流れの中で、地方自治法が改正され、地方公共団体に課されていた基本構想の策定は、義務から任意によることとなりました。しかし、社会経済情勢の変化が激しい時代ゆえに、市民に対し市政の将来の目指すまちの将来像を示し、長期的かつ戦略的な視点をもってまちづくりを進めていく必要があります。

このため、市政の長期的な全体像を示し、各政策の基本的な方向を明らかにし、茅野市が行う全ての政策や事業の根拠となる計画として、「第5次茅野市総合計画」を策定します。

2 総合計画の位置付け

茅野市では、平成28年（2016年）9月に茅野市総合計画条例（平成28年茅野市条例第20号）を制定し、市の目指すまちの将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政を推進するため、総合計画の策定を位置付けました。第5次茅野市総合計画は、この条例の規定に基づき策定する茅野市の最上位の計画です。

また、第5次茅野市総合計画は、茅野市民プラン同様、基本構想、基本計画ともに、多くの市民や民間団体、事業者等の参画を得て策定した計画です。単なる行政計画としてだけでなく、茅野市民プランで掲げた、市民総参加による「みんなでつくる、みんなの茅野市」の考えを引き続き取り入れた、市民みんなの行動指針、行動目標として位置付けます。

※公民協働：市民、民間団体、事業者等と行政が同じ目的のために連携・協力して取り組むこと。

※地方分権：国の権限や仕事の一部を地方に移譲し、地方自治体独自の判断で行政サービスなどを行えるようにすること。

第2節 総合計画の構成と計画期間

1 総合計画の構成

第5次茅野市総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」により構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、市の長期的な市政経営に係る目指すまちの将来像及び将来像を実現するための政策の基本的な方針等を示します。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するため、基本構想に示した政策の基本的な方針等を具体的な事業計画として位置付けるものです。基本計画には、「茅野市地域福祉計画（福祉21ビーナスプラン）」や「茅野市環境基本計画」、「茅野市子ども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」、「茅野市産業振興ビジョン」、「茅野市都市計画マスタープラン」、「茅野市行政経営基本計画」などの分野別計画[※]を位置付けます。

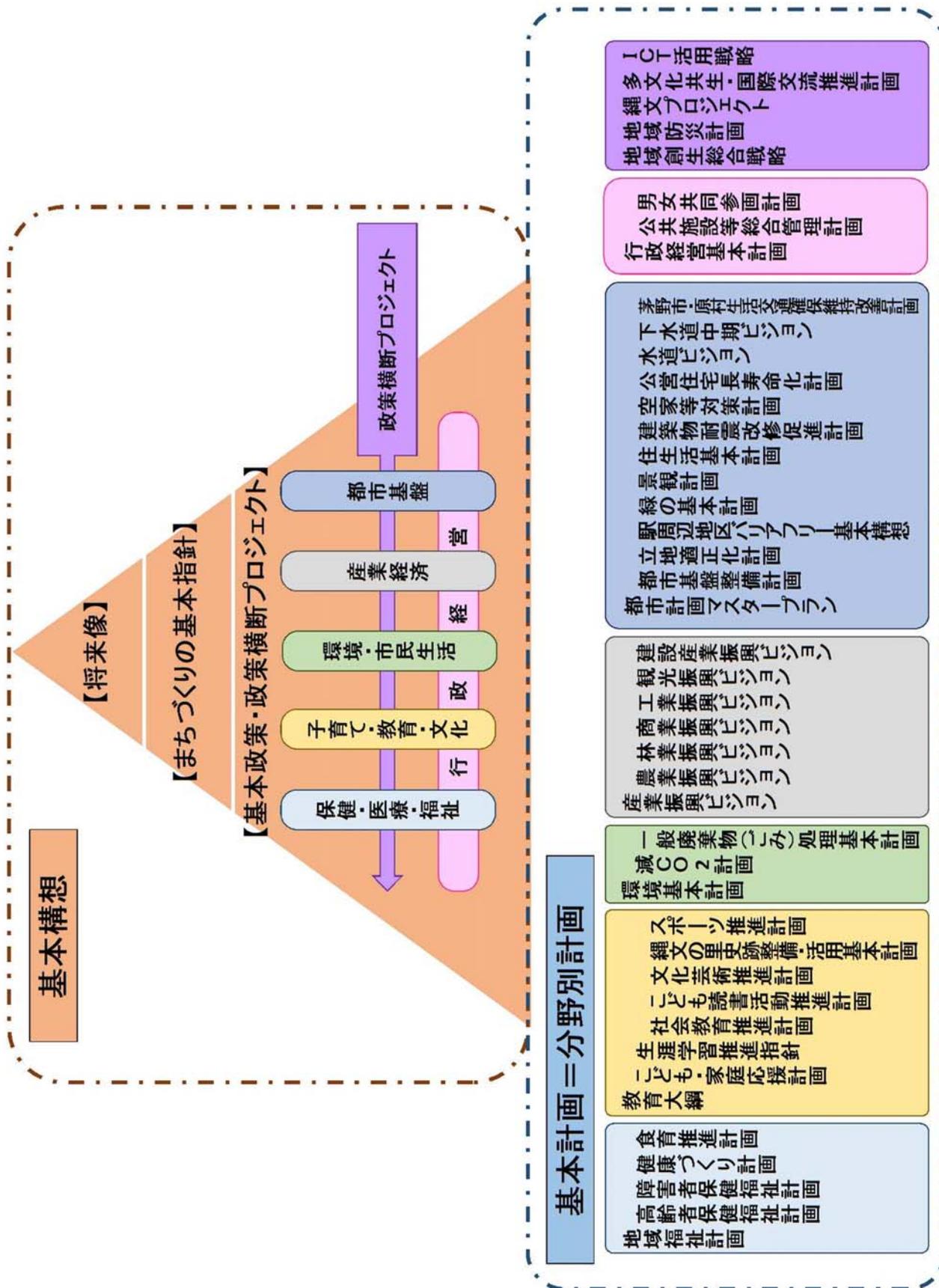
2 総合計画の計画期間

第5次茅野市総合計画は、2018年度を初年度とし、2027年度を目標年度とする長期10か年計画とします。ただし、総合計画の進行管理や茅野市を取り巻く社会経済情勢などの変化に対応するため、基本構想については、必要に応じて2022年度に見直しを行います。

また、基本計画については、基本計画として位置付けられる分野別計画の計画期間の中で、必要に応じて見直しをするとともに、2018年度から2027年度までの間に計画期間が終了する分野別計画については、各計画の改定を行い、引き続き基本構想を担保します。

[※]分野別計画：基本構想に掲げる各分野の基本的な方針と連動させ、体系的に施策を整理する計画のこと。分野を包括する横断型基本計画（分野別基本計画）と特定範囲の分野の取組を具体的に示す実行計画（分野別実行計画）に大別される。

【図表1】第5次茅野市総合計画全体イメージ



第2章 まちづくりの背景

第1節 茅野市の概要

1 地勢

茅野市は、長野県の中部のやや東寄りに位置する諏訪盆地の中央にあり、東は八ヶ岳連峰を境として南佐久郡・佐久市に接し、北は大河原峠、蓼科山、大門峠等により北佐久郡・小県郡に接し、西は諏訪市に、南は富士見町・原村に、西南部は杖突峠等によって伊那市に接しています。

総面積 266.59 km²に及ぶ広大な市域を有し、この市域のほぼ4分の3を森林が占め、豊かな自然環境の中で生活、文化、産業の基盤が展開しています。

中央本線、国道20号線及び中央自動車道が市の西南部を走り、茅野駅を中心に標高700mから1,200mにわたる緩やかな裾野に多くの市街地、集落、農地が展開しています。駅から放射状に延びる道路は、市の動脈として、産業、文化の発展に重要な役割を果たしています。

2 歴史・沿革

茅野市は、遠く5000年前の昔から尖石^{*}など縄文文化が栄えた時代に始まり、古代から中世にかけては、諏訪地方の政治・経済・交通・文化の中心地となりました。甲州街道の開設後、江戸時代には、その沿道は宿場町として栄え、多くの新田村が生まれました。

明治7年(1874年)には、永明・宮川・金沢・玉川が、翌8年(1875年)には、豊平・湖東・泉野・北山・米沢の各村が組織され、明治22年(1889年)、町村制の施行により、自治行政の基礎が確立されました。

昭和30年(1955年)2月1日、町村合併促進法に基づき、1町8ヵ村が合併し茅野町となり、昭和33年(1958年)8月1日、市制施行により、茅野市が誕生しました。

^{*}尖石(尖石遺跡)：茅野市の名誉市民である宮坂英弼氏が発掘した八ヶ岳山麓の縄文文化を代表する遺跡のこと。昭和27年(1952年)に最初の国特別史跡に指定された。

3 人口・世帯数の推移

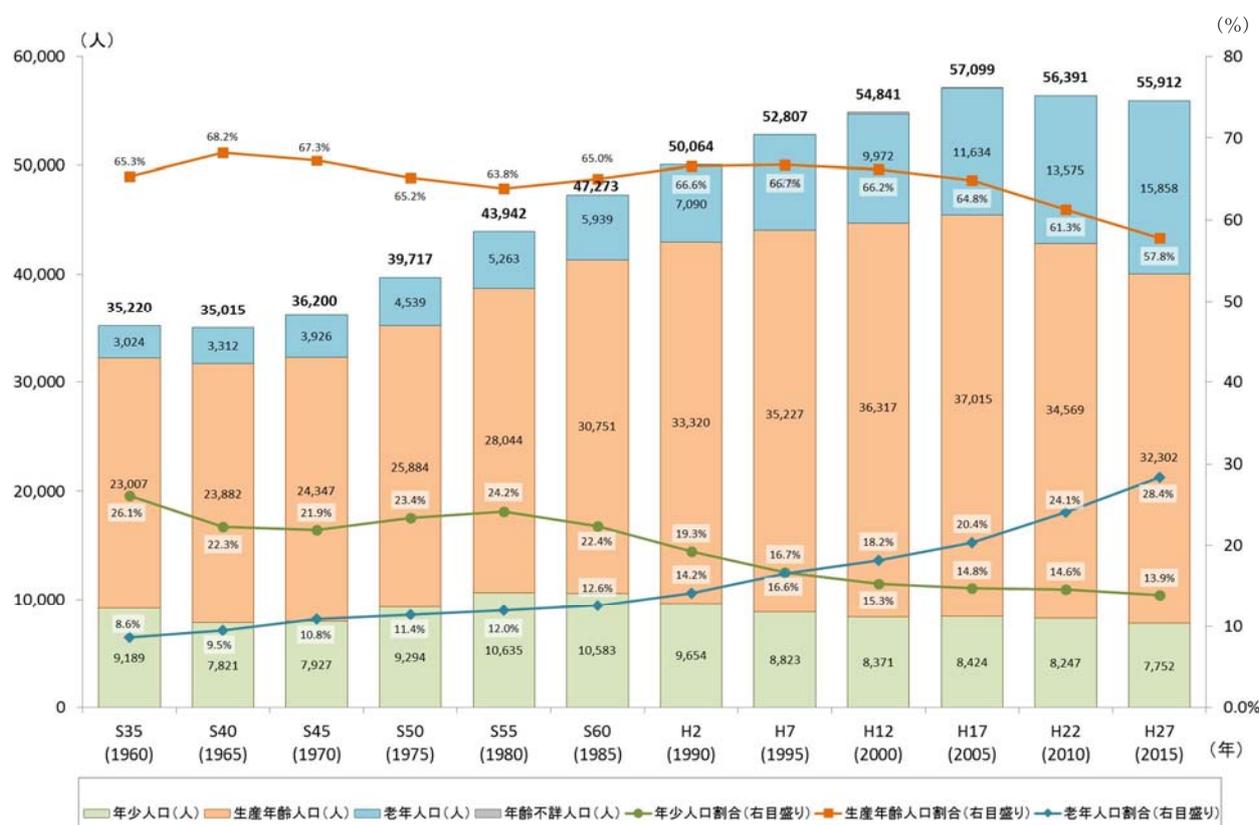
(1) 人口の推移

茅野市の人口は、市制施行以来、工場の立地や住宅団地の整備などに伴い、順調に増え続け、平成2年（1990年）の国勢調査で5万人を超えました。平成15年（2003年）には、諏訪地域で一番人口の多い自治体となりました。

一方で、国勢調査の結果によると、平成12年（2000年）には、老年人口（65歳以上）が年少人口（0歳～14歳）を上回り、平成17年（2005年）の57,099人をピークに人口は減少に転じ、平成27年（2015年）の国勢調査では、55,912人となりました。

年齢3区分別で見ると、年少人口と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少が続く、老年人口は増加しています。その結果、高齢化率は、平成27年（2015年）で28.4%となり、平成17年（2005年）と比べて8.0ポイント増加しています。

【図表2】人口の推移



(注) H7(1995)～H27(2015)：総務省統計局「国勢調査」(※H12(2000)～H27(2015)は年齢不詳人口がある、このうちH22(2010)及びH27(2015)については、年齢不詳人口を年齢3区分にそれぞれ按分してある。)

(2) 世帯数及び一世帯当たり人員の推移

人口が減少局面に入った一方で、核家族[※]や高齢者独居世帯が増加したことなどにより、茅野市の世帯数は、増加が続いています。それに伴い、一世帯当たりの人員は減少しています。

【図表 3】世帯数の推移



4 産業構造からみた茅野市

(1) 産業別就業人口（15歳以上就業者数）の推移

茅野市の就業人口（15歳以上）は、平成12年（2000年）の30,768人をピークに減少し、平成27年（2015年）では、28,683人となっています。

昭和60年（1985年）と比較すると、第1次産業[※]が▲51.3%、第2次産業[※]が▲11.4%と減少している一方、第3次産業[※]は+54.1%となっています。

また、就業人口の割合で見ると、昭和60年（1985年）は、第1次産業と第2次産業で全体の約6割を占めていましたが、平成27年（2015年）では、4割程度に減少しています。一方、第3次産業は、平成17年（2005年）に50%を超え、平成27年（2015年）では、全体の56.3%を占めています。

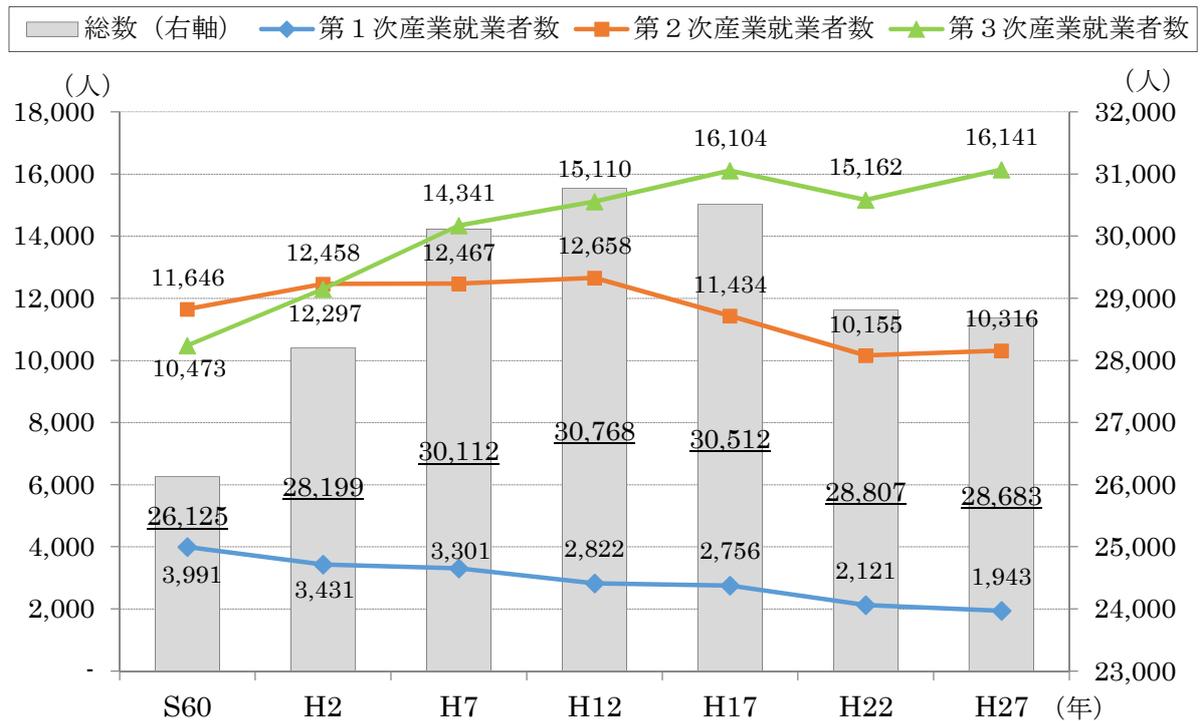
※核家族：夫婦とその未婚の子どもで構成される家族のこと。夫婦のみ世帯やひとり親世帯も含まれる。

※第1次産業：農業、林業、漁業のこと。

※第2次産業：鉱業、建設業、製造業のこと。

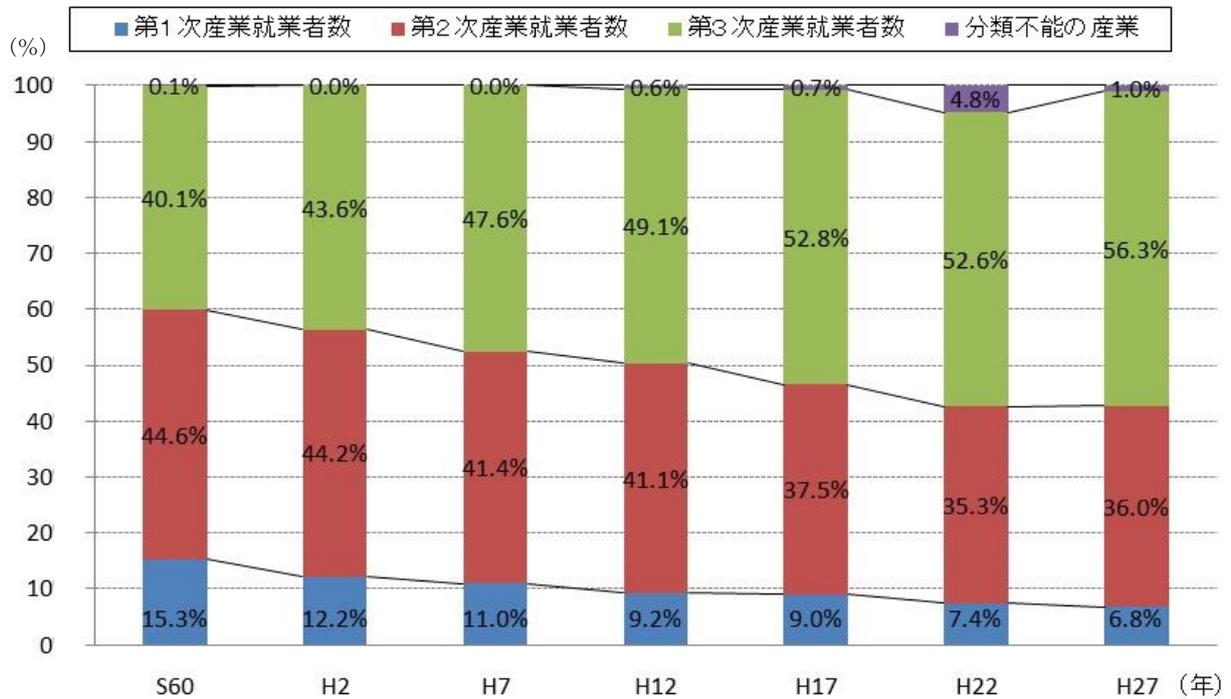
※第3次産業：第1次産業及び第2次産業以外の産業のこと。主にサービス業が該当する。

【図表 4】 産業別就業人口



(資料) 総務省統計局「国勢調査」
 ※「分類不能の産業」の折れ線は表示していない

【図表 5】 産業別就業人口割合

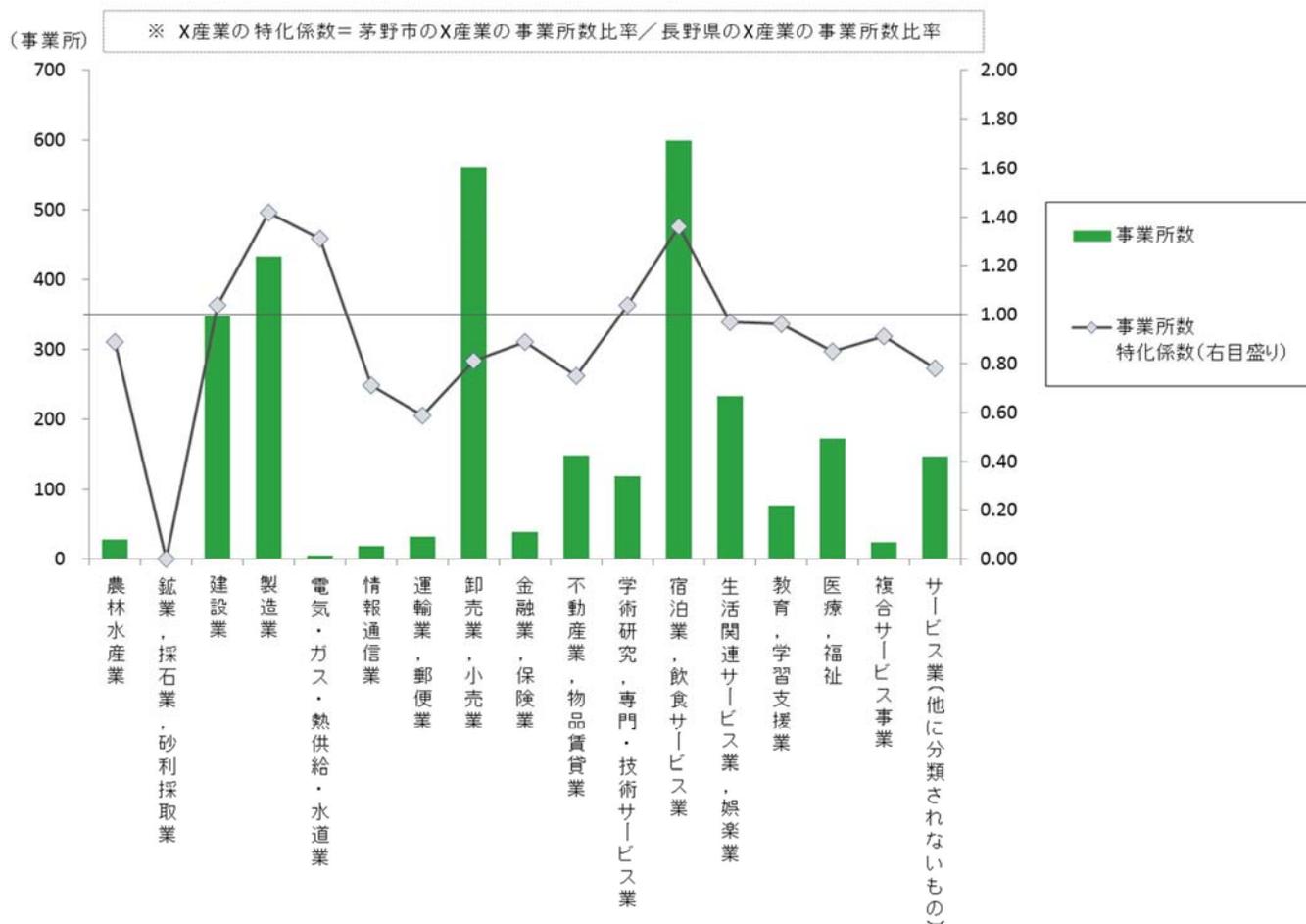


(資料) 総務省統計局「国勢調査」

(3) 長野県との比較で見た産業別事業所数の特徴

事業所数の特化係数※（長野県との比較）を見ると、「製造業」は1.42、「宿泊業・飲食サービス業」は1.36であり、共に高くなっています。事業所数の特化係数から見て、これらは茅野市を特徴づける産業といえます。

【図表 8】 産業別事業所数特化係数（長野県との比較）



(資料)総務省統計局「平成28年経済センサス活動調査」

※特化係数：ある地域の特定の産業の相対的な集積度、強みを表す指数のこと。ここでは、長野県と茅野市の事業所数の割合を比較している。

5 行財政状況からみた茅野市

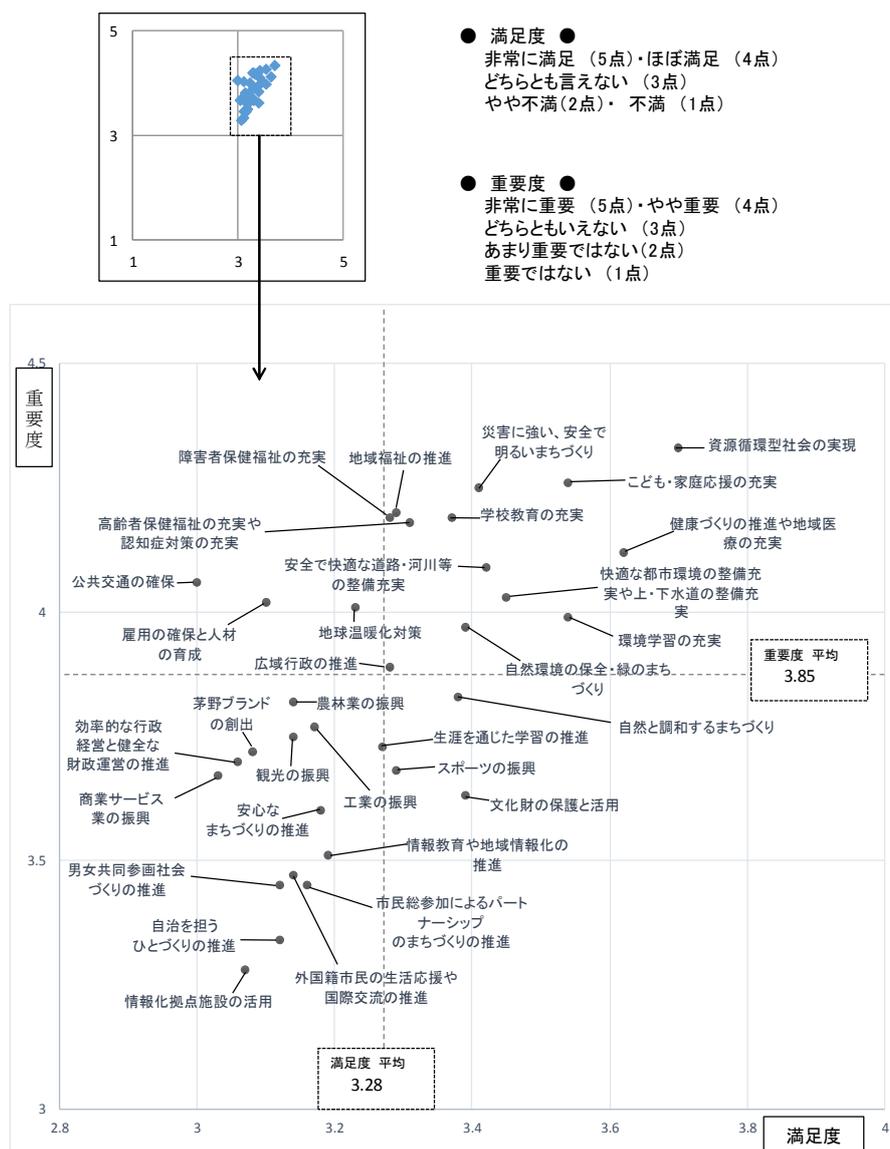
(1) 市民アンケート

茅野市では、毎年、茅野市の行政に関する満足度・重要度に関する調査（市民アンケート）を実施しています。平成 29 年度（2017 年度）のアンケート結果は、満足度の平均点が 3.28、重要度の平均点が 3.85 となりました。

満足度では、「資源循環型社会の実現」や「健康づくりの推進や地域医療の充実」、「こども・家庭応援の充実」などの項目が高くなっている一方、「効率的な行政経営と健全な財政運営の推進」、「商業サービスの振興」、「公共交通の確保」などが低くなっています。

重要度では、満足度と同様に「資源循環型社会の実現」、「こども・家庭応援の充実」などの項目が高くなっていますが、「市民総参加によるパートナーシップのまちづくり」、「自治を担うひとづくりの推進」、「情報化拠点施設の活用」などが低くなっています。

【図表 9】市民アンケート重要度・満足度 散布図（平成 29 年度市民アンケート結果から）

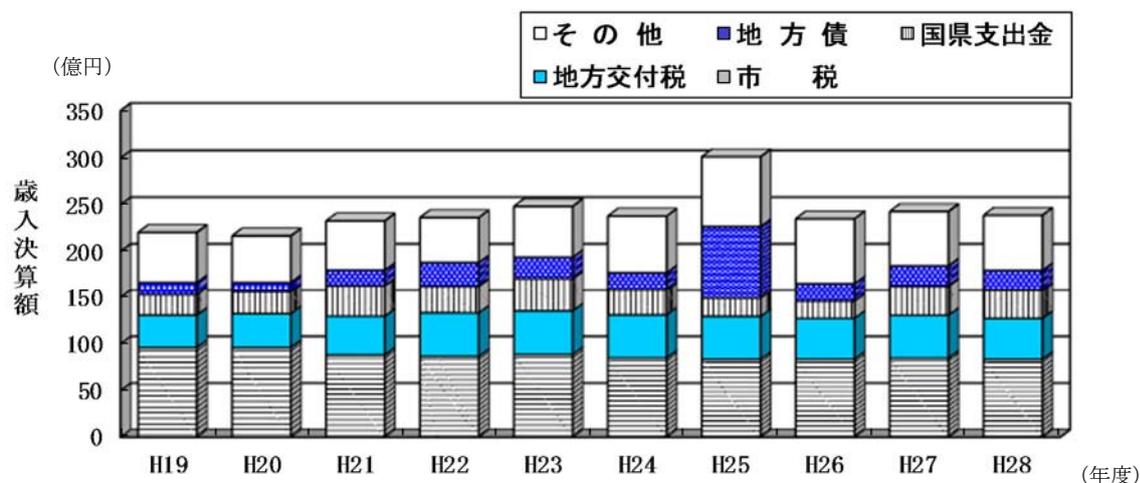


(2) 財政状況

ア 歳入

歳入の根幹をなす市税収入は、リーマンショック*や景気の低迷、地価の下落などにより、平成19年度(2007年度)の96億円をピークに、平成28年度(2016年度)には83.5億円に減少しています。なお、平成25年度(2013年度)の大幅な増加は、茅野市土地開発公社*の解散に伴う第三セクター等改革推進債*の発行(約53億円)によるものです。

【図表10】歳入決算額の構成比とその推移



(単位：億円)

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市 税		96.01	96.00	88.07	86.49	88.52	84.89	83.40	83.55	84.68	83.48
地方交付税		34.78	36.41	41.58	46.75	46.89	46.19	46.06	43.87	46.04	43.86
国県支出金		22.11	23.67	33.30	29.08	35.16	27.08	19.66	18.46	31.66	30.40
地 方 債		13.78	10.60	17.03	25.82	23.16	19.03	77.53	19.44	22.14	21.90
そ の 他		53.66	49.90	52.57	47.98	54.46	60.51	74.59	69.47	58.24	59.03
合 計		220.34	216.58	232.55	236.12	248.19	237.70	301.24	234.79	242.76	238.67

(資料) 茅野市決算統計

*リーマンショック：平成20年(2008年)アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマンブラザーズ・ホールディングスが経営破たんしたことにより端を発した世界的金融危機のこと。

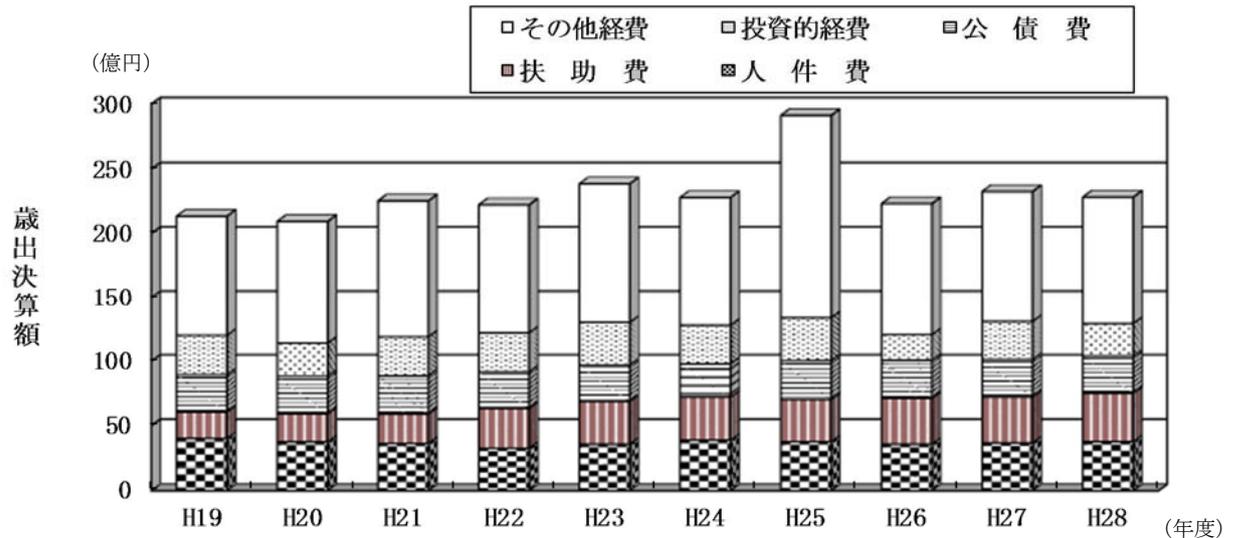
*茅野市土地開発公社：「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とした法人のこと。茅野市では、昭和48年(1973年)8月に設立し、平成26年(2014年)3月に解散が認可され、平成27年(2015年)2月に清算決した。

*第三セクター等改革推進債：第三セクター(地方公共団体が設立した土地開発公社や出資した民間企業など)などの抜本的な改革に必要な一定の経費に充てられる地方債のこと。茅野市では、茅野市土地開発公社の解散に伴い、平成25年(2013年)に、53億300万円の第三セクター等改革推進債を発行した。

イ 歳出

歳出の決算額を性質別で見ると、扶助費[※]の増加が続き、平成19年度（2007年度）の20.5億円から平成28年度（2016年度）には37.6億円に増加しています。なお、平成25年度（2013年度）の大幅な増加は、茅野市土地開発公社の解散に伴う金融機関への土地開発公社債務代位弁済[※]によるものです。

【図表 11】 性質別歳出決算額の構成比とその推移



区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人件費	39.99	37.35	36.13	32.45	35.58	38.67	37.47	35.52	36.60	37.53
扶助費	20.49	21.76	22.83	30.95	33.32	33.50	32.91	35.62	35.64	37.58
公債費	28.91	29.10	29.69	28.24	27.98	25.65	29.90	29.51	28.95	28.74
投資的経費	30.62	25.80	30.21	30.35	33.25	30.01	33.45	19.88	29.70	25.33
その他経費	93.20	95.17	106.29	100.07	108.35	99.92	157.37	102.48	101.52	98.88
合計	213.21	209.18	225.15	222.06	238.48	227.75	291.10	223.01	232.41	228.06

(資料) 茅野市決算統計

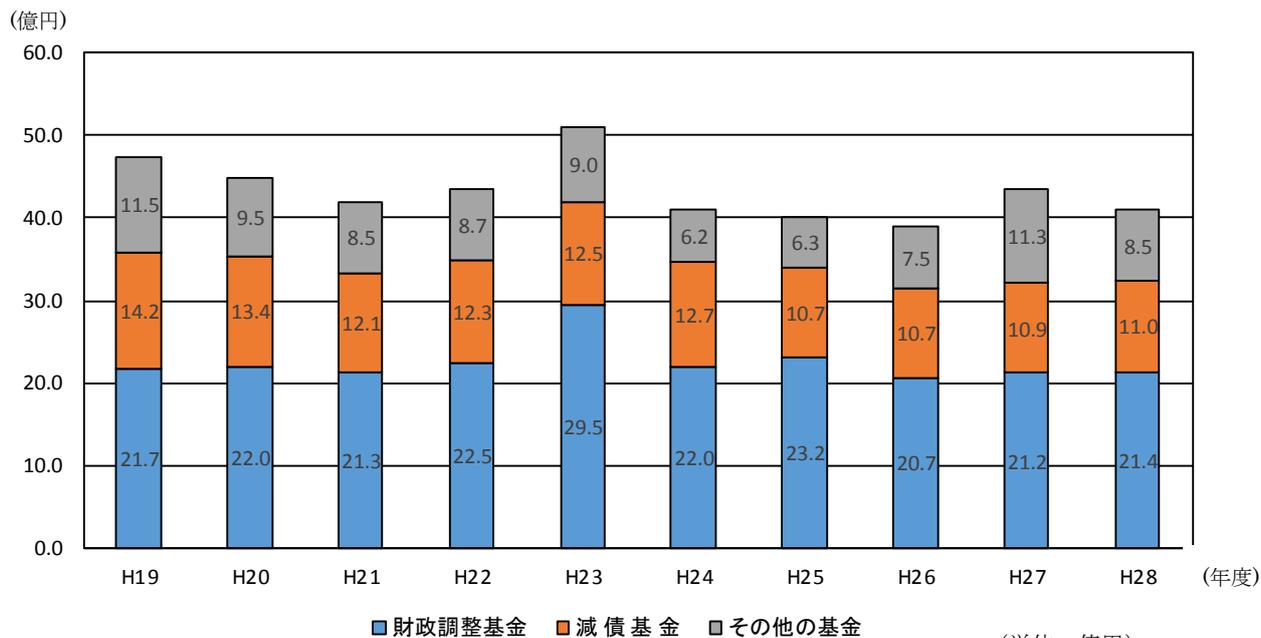
※扶助費：高齢者や児童、生活困窮者などの支援に要する経費のこと。

※土地開発公社債務代位弁済：茅野市土地開発公社が金融機関から借り入れていた債務を、茅野市が代わりに弁済すること。

ウ 基金残高

基金[※]の残高は、40 億円前後で推移しています。平成 26 年度（2014 年度）予算編成からは、財政構造のスリム化を図り、持続的な行政経営を支えるため、「基金（財政調整基金[※]と減債基金[※]）に頼らない収支均衡予算の編成」と「基金残高（財政調整基金と減債基金）30 億円以上の確保」を目指して、財政構造改革の取組を進めてきました。

【図表 12】 基金残高の推移



区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
財政調整基金	21.7	22.0	21.3	22.5	29.5	22.0	23.2	20.7	21.2	21.4
減債基金	14.2	13.4	12.1	12.3	12.5	12.7	10.7	10.7	10.9	11.0
その他の基金	11.5	9.5	8.5	8.7	9.0	6.2	6.3	7.5	11.3	8.5
合 計	47.4	44.9	41.9	43.5	51.0	40.9	40.2	38.9	43.4	40.9

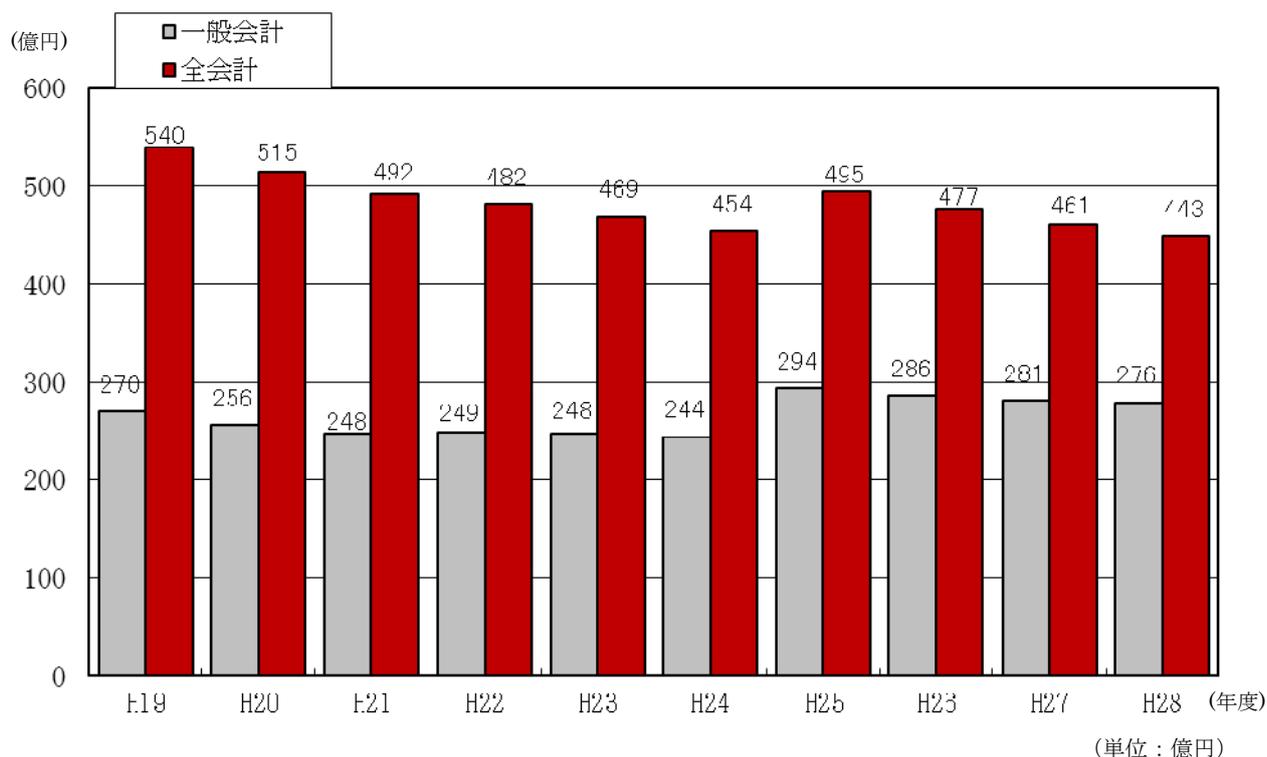
(資料) 茅野市決算統計

※基金：年度間の財政調整や特定の目的のために使う積立金のこと。
 ※財政調整基金：災害時などの対応のため、収入の不足を補うための積立金のこと。
 ※減債基金：借入金の返済に使うための積立金のこと。

エ 市債の状況

市債*の残高は、第3次総合計画に位置付けられた大規模な公共施設整備事業が概ね終了したこと、また、第1次茅野市行財政改革推進プログラム*（平成17年度（2005年度）～平成21年度（2009年度））及び第2次茅野市行財政改革推進プログラム（平成22年度（2010年度）～平成26年度（2014年度））の取組の中で、繰上償還を積極的に行ったことなどにより、年々減少してきました。平成25年度（2013年度）の増加は、茅野市土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債の発行（約53億円）によるものです。

【図表13】市債残高の推移



区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
一般会計	269.5	256.0	247.8	249.3	247.9	244.2	293.7	285.9	280.9	276.1
下水道事業会計	251.4	241.3	227.4	218.4	209.0	199.5	190.6	181.8	171.0	159.2
水道事業会計	17.8	16.8	15.8	14.4	12.1	10.3	9.6	8.8	8.8	8.1
その他の会計	1.6	1.2	0.8	0.3	0.0	0.0	0.7	0.7	0.6	0.0
合計(全会計)	540.3	515.3	491.8	482.4	469.0	454.0	494.6	477.2	461.3	443.4

(資料) 茅野市決算統計

*市債：公共施設の建設などの財源として市が借り入れる長期の借入金のこと。

*行財政改革推進プログラム：行財政の適正化、効率化を図るため策定した計画のこと。茅野市では、これまで第1次から第3次までの行財政改革推進プログラムを策定し、行財政改革に取り組んできた。

第2節 時代の潮流とまちづくりの課題

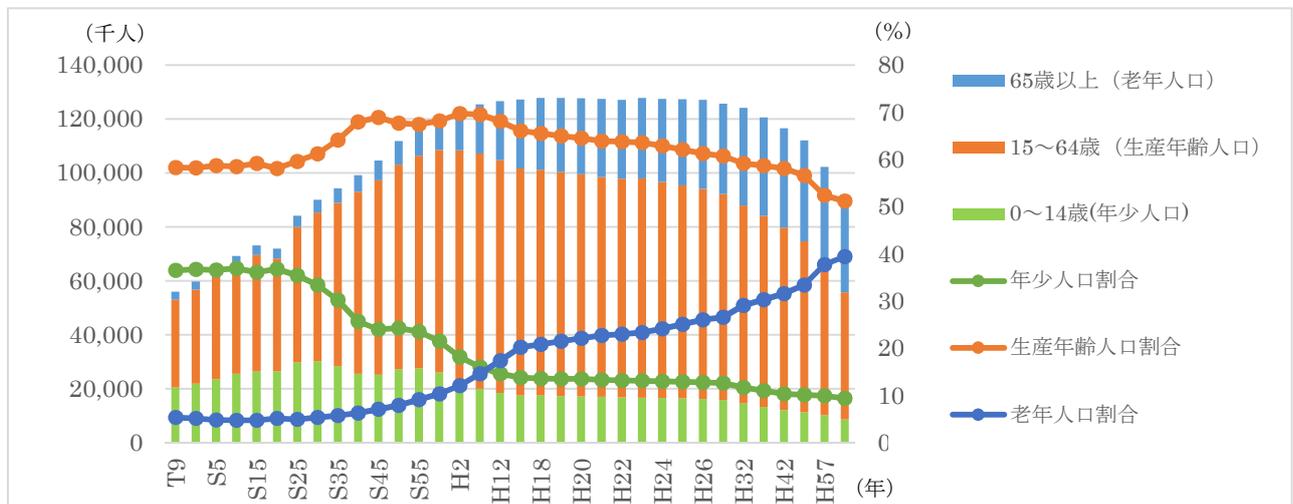
1 人口動態の変化とその影響

(1) 生産年齢人口の減少と老年人口割合の増加

日本は、平成20年（2008年）から人口減少局面となっており、人口構成においても、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口割合の増加が顕著となっています。

茅野市においては、平成17年（2005年）の57,099人をピークに減少に転じています。今後ますます顕著となる生産年齢人口の減少により、地域や産業の担い手の減少等による地域の活力低下が懸念されます。

【図表14】日本全体の人口推計



(資料) 総務省統計局

(2) 核家族や高齢者独居世帯の増加

茅野市では、昭和20年代半ばから一世帯当人員が減少しており、近年は約2.5人で推移しています。特に、高齢者（65歳以上）の独居世帯数の伸びが大きい状況です。

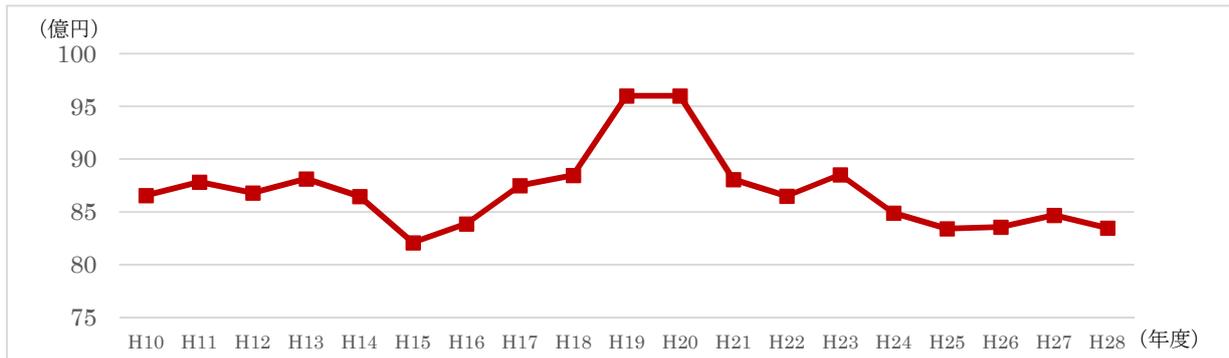
核家族や高齢者独居世帯数の増加によって、育児、介護、生活の孤立化の傾向が強まることが予測されます。

(3) 社会保障関係費の増加及び市税等の収入の低下

老年人口の増加に伴い、年金、医療、福祉等社会保障給付費が増加しています。今後も、2025年には団塊の世代が75歳を迎えるなど、更なる社会保障給付費の伸びが見込まれます。

また、市税等の収入面については、中長期的には生産年齢人口の減少や固定資産需要の低下等により、減少傾向が見込まれ、市財政の硬直化が懸念されます。

【図表 15】 茅野市の市税収入の推移



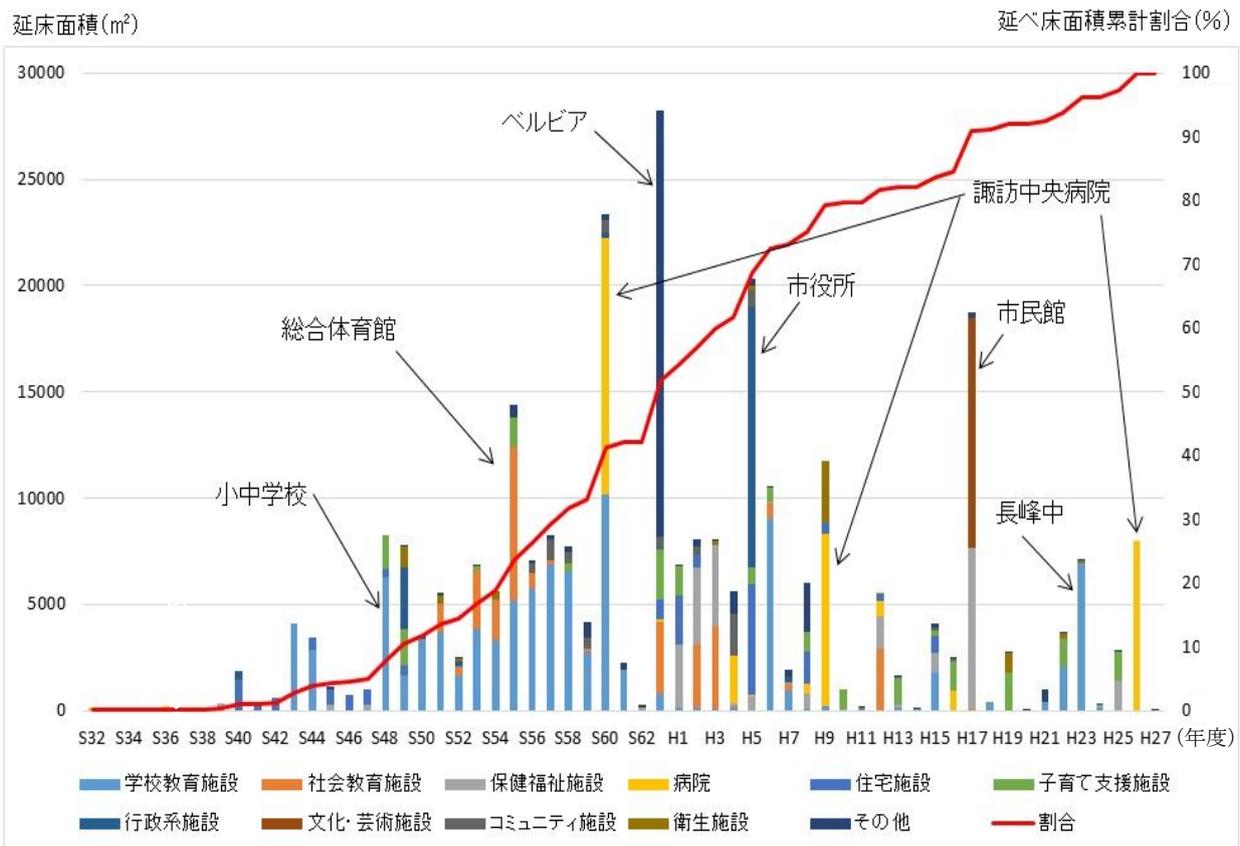
(資料) 税務課

(4) 公共施設・インフラ施設

茅野市では、昭和 40 年代後半から平成初期にかけて、小学校や中学校、保育園、運動公園、図書館などの社会教育施設をはじめとして、様々な公共施設の整備を進めてきました。

今後インフラ施設も含めた公共施設等の急速な老朽化、人口減少や人口構成の変化による公共施設等における利用需要の変化、空き家等の増加を含めた土地利用の変化が見込まれます。また、市の面積が広いことから、同規模自治体との比較では、都市機能の効率性が低いといった特徴があります。

【図表 16】 茅野市における公共施設延べ床面積の推移



(資料) 管理課

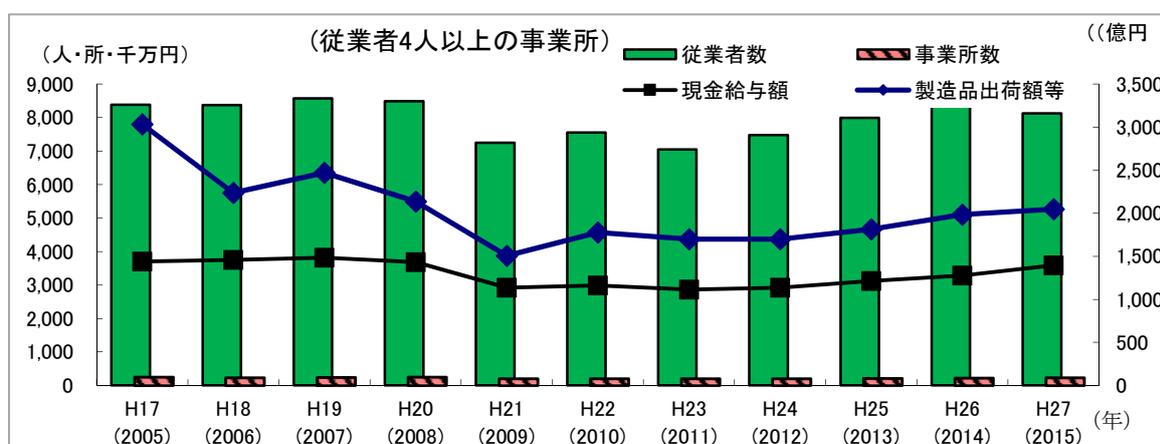
2 変化する社会・経済への対応

(1) 経済・産業の動向

今後の国全体の実質経済成長率※は大幅な改善が期待できず、県内総生産※も低く推移し、経済の停滞がうかがえます。茅野市の各産業における生産活動は、平成20年(2008年)のリーマンショック以降、徐々に持ち直してきているものの、リーマンショック以前の水準までは回復していない状況です。

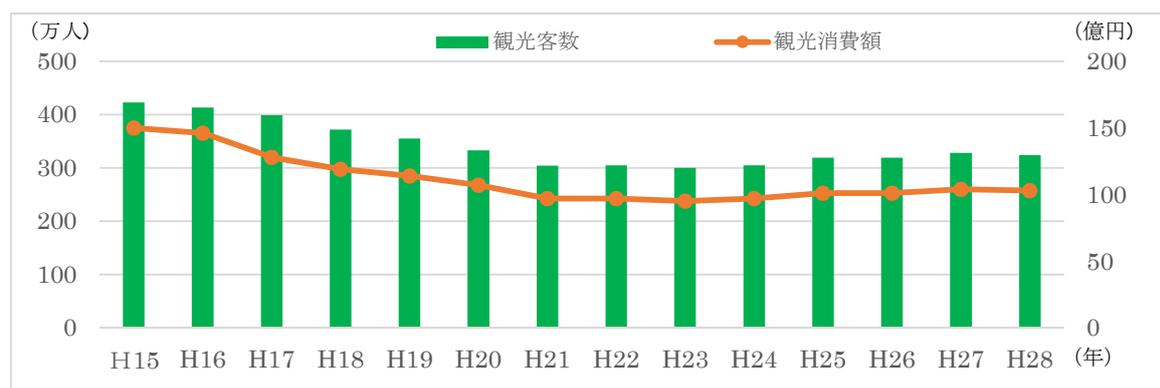
今後も生産年齢人口の減少傾向が続く中で、労働力の低下と企業等の収益力の低下、企業経営者や農業経営者など産業の担い手の高齢化などが懸念されます。

【図表 17】茅野市の工業規模の推移



(資料) 工業統計調査、経済センサス

【図表 18】茅野市における観光客数と観光消費額の推移

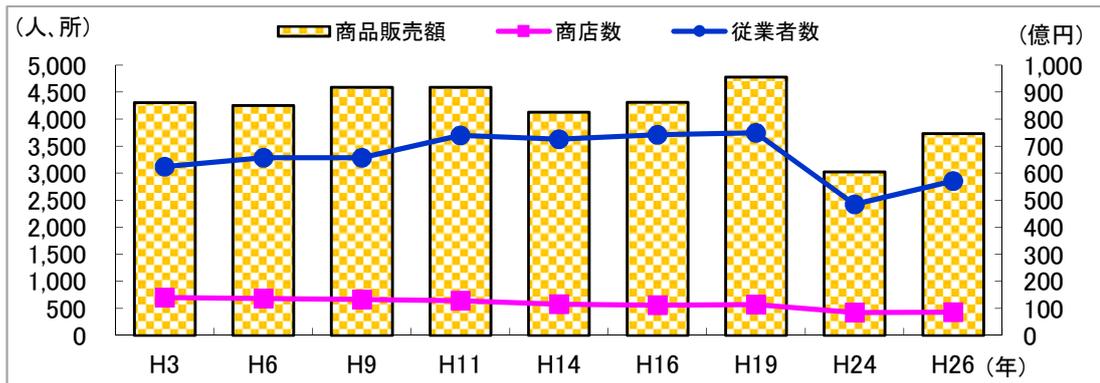


(資料) 長野県観光地利用者統計

※実質経済成長率：国内で生産された製品・サービスを時価で示した名目国内総生産から物価変動分を除いた実質国内総生産の変化率のこと。

※県内総生産：長野県で企業や個人が年度内に新たに産み出したモノやサービスの価値を金額で表したものの。

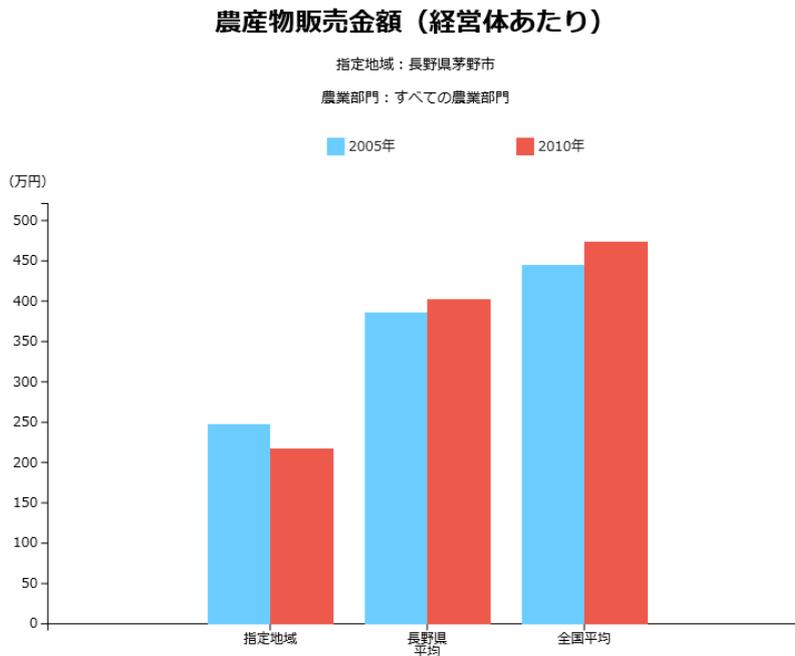
【図表 19】 茅野市の商業規模の推移



(資料) 商業統計調査、経済センサス

※平成 24 年度 (2012 年度) の大幅な減少は、統計調査の調査方法の変更によります。

【図表 20】 農産物販売金額 (経営体あたり) 比較



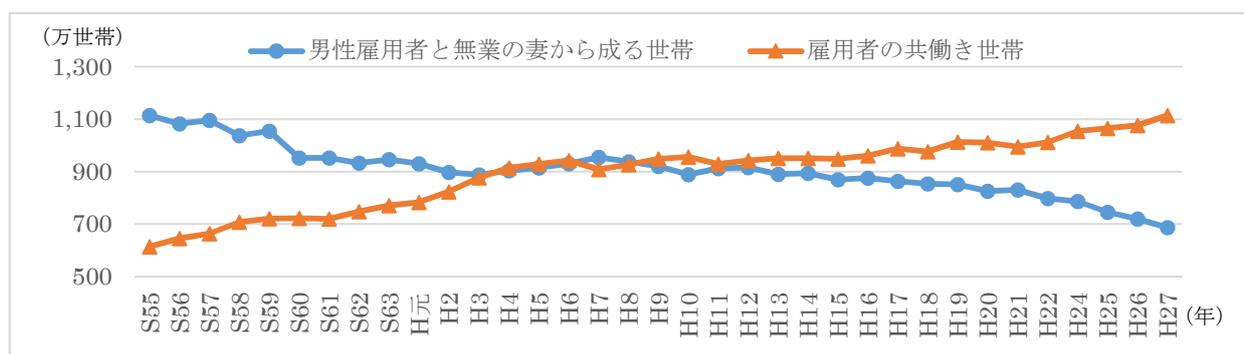
(資料) 内閣府 (地域経済分析システム)

(2) 価値観・ライフスタイルの多様化

正規・終身雇用ではない働き方の拡大、共働き世帯の増加、インターネットやスマートフォンの普及などによる暮らし方の変化、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する考え方の定着など、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

今後も多様化の進展が見込まれる中で、個々のライフスタイルの多様性の尊重、心の豊かさの向上のための取組、家庭内での男女の役割分担の見直しなどが必要となります。

【図表 21】 共働き等世帯数の推移



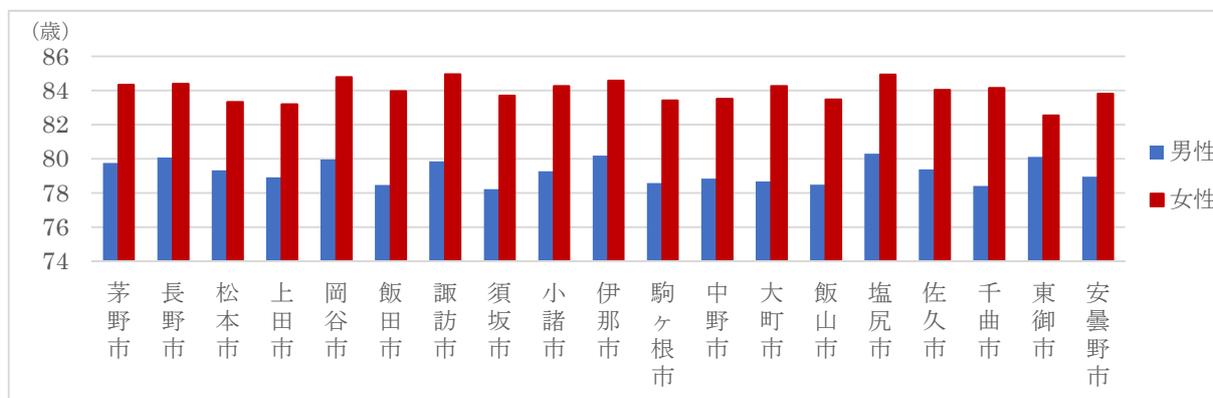
(資料) 内閣府男女共同参画局

(3) 平均寿命・健康寿命

平均寿命及び健康寿命^{*}は延伸し、特に平均寿命は、平成 27 年（2015 年）の国の調査において、長野県は女性が全国 1 位、男性が全国 2 位となっています。また、茅野市で行っている市民アンケート結果からも「保健・医療の体制が整ったいつまでも健康に暮らせるまち」への関心が高い結果となっています。

今後本格到来する超高齢社会においては、心身ともに健康で元気な状態の維持が非常に重要であるとともに、労働も含めた高齢者の社会参加の機会の確保、介護と就労の両立が必要となります。

【図表 22】 健康寿命における県内 19 市の比較（平成 22 年（2010 年））



(資料) 長野県健康福祉部

^{*}健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送ることができる期間のこと。

3 技術革新

IoT^{*}、AI^{*}、ビッグデータ^{*}などのICT^{*}やロボット産業、バイオテクノロジー^{*}などの分野で技術革新が急速に進展しており、社会・経済などの様々な分野での活用が期待されています。

産業や暮らしにおいても、このような技術革新の活用や、活用するための環境整備が求められる一方で、活用によっては、個人の暮らしや企業の収益力の格差の拡大が懸念され、AIやロボットの導入による雇用への影響、働き方の変化が見込まれます。

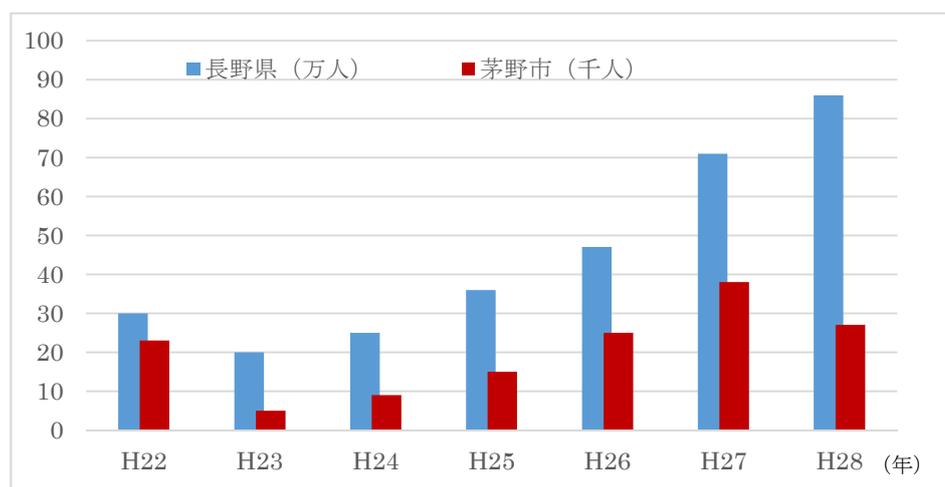
4 ネットワークの広がり

(1) グローバル化

リーマンショック以降、市内の外国籍市民は減少傾向にありますが、インバウンド^{*}の強化や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、外国人旅行者数の増加が見込まれます。茅野市を訪れる外国人延べ宿泊者数は、平成28年(2016年)は前年から減少したものの、年々増加傾向にあります。また県内の事業所の海外進出は、引き続き高い水準が見込まれます。

海外との関係性が強まる中、外国人旅行者の増加やアジアをはじめとする新興国と接する機会の増加が見込まれるとともに、国際競争の激化による国内の製造業の空洞化が懸念されます。

【図表 23】長野県及び茅野市における外国人旅行者（観光客）数の推移



(資料) 長野県外国人延べ宿泊者数調査、茅野市観光課

※IoT: Internet of Things の略。様々なモノをインターネット経由で接続させること。

※AI: Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。

※ビッグデータ: 行政や民間企業等が保有する多種多様で大量なデータで、さまざまな事業の推進に役立つ知見を導くものこと。

※ICT: Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション技術のこと。

※バイオテクノロジー: 生物を工学的見地から研究し、応用する技術のこと。

※インバウンド: 外国人旅行者を自国に誘致すること。

(2) 広域的行政連携

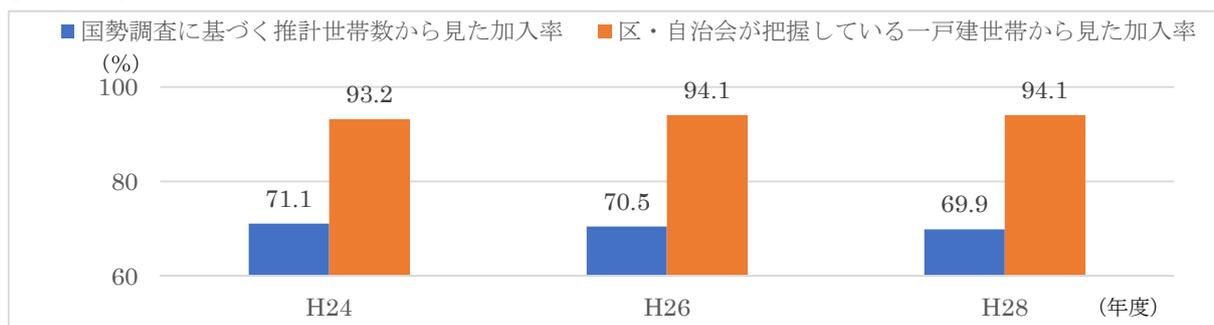
少子高齢化、環境問題、情報化、消防・防災などの地域で共通する行政課題への対応や、市民の通勤、通学、買い物などの行動範囲の広がりに対応した行政サービスの実施について、取組の成果や効率を向上させるため、諏訪地域内の連携及び諏訪地域を超えた市町村との広域的な行政連携の必要性が高まっています。

(3) コミュニティ・市民活動等の協働促進

市内の区・自治会^{*}への入区率について、一戸建世帯は高い水準を維持しているものの、アパート世帯の増加などにより、全体として低下傾向にあります。また、消防団員の定員確保に苦慮している区・自治会が増加しており、役員の高齢化や地域の活動の担い手不足が懸念されます。

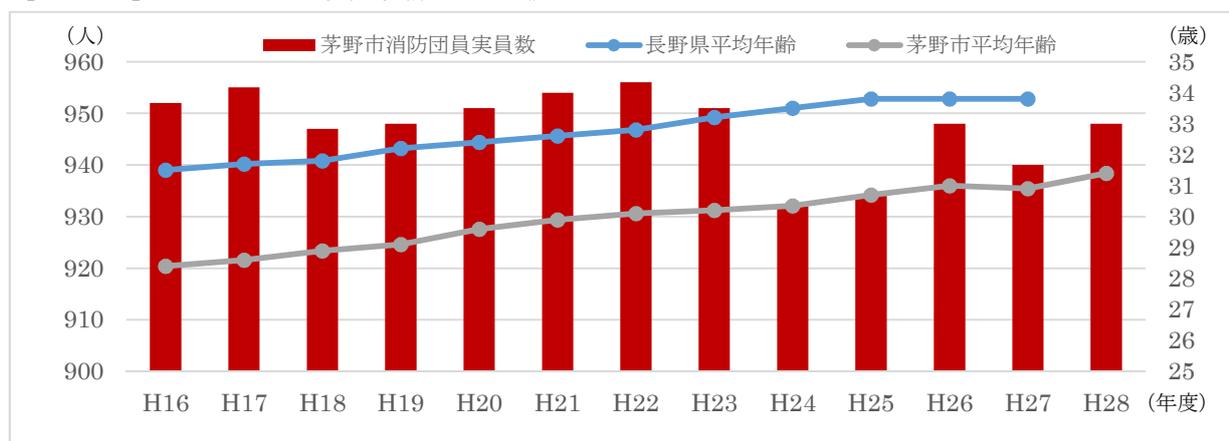
一方、あらゆる分野の市民活動を対象とした市民活動センター「ゆいわーく茅野」の利用者及び新規登録団体数は増加傾向にあり、今後、活動者や活動団体間のネットワーク形成等が期待されます。

【図表 24】茅野市の入区率の推移



(資料) パートナーシップのまちづくり推進課

【図表 25】茅野市消防団員実員数等の推移



(資料) 長野県消防統計、茅野市消防課

^{*}区・自治会：地縁を単位として活動するため、市民等によって構成された団体のこと。

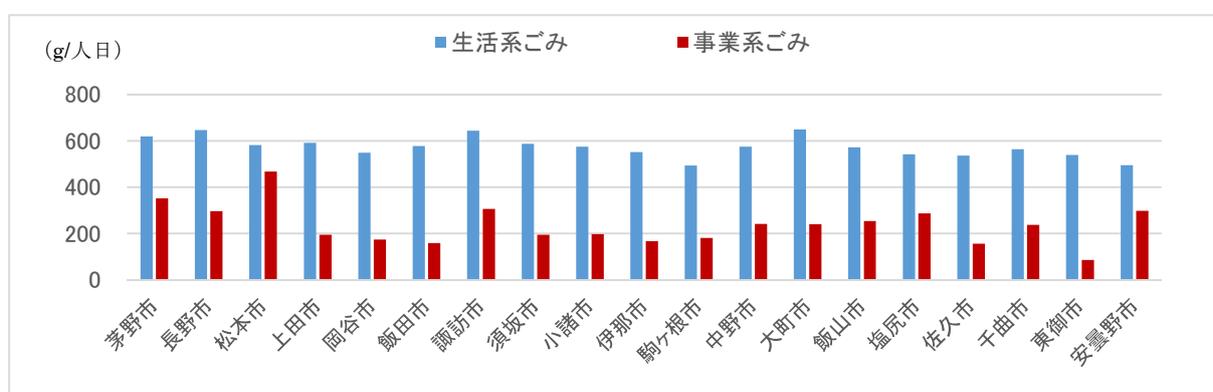
5 環境意識の高まり

平成 28 年（2016 年）11 月に、温室効果ガス[※]の排出量を今世紀後半に実質ゼロに抑えることを目標とした「パリ協定」が発効し、脱炭素社会[※]に向けた取組が世界規模で加速しています。それに合わせて、国は地球温暖化対策計画を策定し、地球温暖化対策の目指す方向を示しました。

また、茅野市における可燃ごみ・資源物などの生活系ごみの収集量は、人口減少などにより、近年減少傾向にあります。観光地を抱えていることにより、事業系ごみを含む一人当たりゴミ排出量は、県内では高い水準となっています。

特に茅野市においては、限りある資源を有効活用するための循環型社会への対応、自然環境の保全と再生可能エネルギー[※]の活用との両立、産業の振興と自然の保全・景観づくりとの両立などの課題があります。

【図表 26】 県内 19 市における 1 人 1 日当たりの排出量（平成 27 年度（2015 年度）実績）



（資料）環境省一般廃棄物処理実態調査

6 防災意識の高まり

全国的に見ても、人命を奪うような集中豪雨や土砂災害、大地震などの災害発生リスクが高まっています。

茅野市では、内陸型地震[※]を引き起こす活断層[※]が多数存在し、中でも市街地を通過し、甲府盆地へ伸びる「糸魚川-静岡構造線（中部）断層群」は、日本で最も活動が活発な活断層の一つであり、今後 30 年以内にマグニチュード 6.8 以上の地震が発生する確率が 30%となっています。行政はもとより、市民も含めた平常時からの体制づくりが課題となっています。

※温室効果ガス：二酸化炭素やメタン、フロンガスなど、地球温暖化に大きな影響を及ぼすガスのこと。

※脱炭素社会：大気中に二酸化炭素を放出する化石燃料以外のエネルギーを使用したり、エネルギーに含まれる二酸化炭素を除去したりする努力により実現される社会のこと。

※再生可能エネルギー：太陽光や風力、水力、地熱など、エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの。

※内陸型地震：内陸部にある活断層や岩盤等で発生する震源の比較的浅い地震のこと。「直下型地震」ともいう。

※活断層：数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のこと。

第3章 まちづくりの構想

第1節 基本理念

総合計画における基本理念とは、まちづくりを進めていく上で最も重要かつ基本的な考え方であり、長期にわたって目指すべき方向性を示すものです。

茅野市では、昭和57年（1982年）7月1日に、茅野市民憲章を制定しました。茅野市民憲章は、茅野市のまちづくりの方向性を示すものであり、市民の皆さんの暮らしをより良くするための行動指針、行動目標でもあります。

茅野市民憲章は、第3次総合計画及び第4次総合計画（市民プラン）でもまちづくりの基本理念としてきました。

市民憲章制定の意図やまちづくりの継続性の観点から、第5次茅野市総合計画におけるまちづくりの基本理念は、茅野市民憲章とします。

茅野市民憲章

わたくしたちの茅野市は、八ヶ岳連峰に象徴される美しい自然に恵まれ、縄文文化以来の長い歴史をもつ、未来に羽ばたく青年都市です。

わたくしたちは、先人の努力に培われた伝統を受けつぎ、茅野市民としての誇りと責任をもち、人間性豊かな、明るく活力あるまちづくりをめざし、市民の総意によりこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 恵まれた自然を大切にし、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
- 1 すすんで協力しあい、心のふれあう、あたたかなまちをつくります。
- 1 教育に力をそそぎ、郷土を愛し、文化の香りたかいまちをつくります。
- 1 働くことに誇りと喜びをもち、活気ある豊かなまちをつくります。
- 1 心身をきたえ、健康で、明るく住みよいまちをつくります。

昭和57年7月1日 制定

第2節 目指すまちの将来像

将来像とは、基本理念を踏まえ、まちづくりの方向性や将来の姿を表現したものであり、将来におけるまちづくりの意思を明らかにし、市民とともにまちづくりを進めるうえで、共通の目標とするものです。

第5次茅野市総合計画における目指すまちの将来像を以下のように定めます。

目指すまちの将来像

八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなす やさしさと活力あるまち

The city of kindness and vitality

woven with the threads of Yatsugatake nature, people, craft and history

【将来像に込めた想い】

茅野市は、八ヶ岳連峰を代表する雄大な自然に抱かれて、縄文時代以来の長い歴史を歩んできました。長い時間（とき）をかけて培われた、「自然との共生」、「人と人とのつながり」、「生きる糧となる産業（技）」、「縄文文化や代々引き継がれてきた歴史（文化・伝統）」は、私たち茅野市民の誇りであり、財産です。

私たちは、先人の努力により培われた財産を引き継ぎ、守り、育て、さらにその価値を確かなものにして次世代へとつないでいくとともに、まちの営みを構成する様々な要素を紡ぎ、織りなすことにより、暮らしやすく、より住み心地の良い「やさしさ」と、これから先の人口減少・少子高齢化に立ち向かう「活力」が満ち溢れたまちになることを目指します。

<やさしさのあるまち>

- ・八ヶ岳の麓に広がる緑豊かな自然環境や景観を次世代に残すこと
- ・様々な歴史的文化や地域の伝統を守ること
- ・市民同士がお互いを尊重し、支え合い、助け合うこと

<活力あるまち>

- ・市民一人ひとりが生きがいや目標をもって心身ともに健康で長生きであること
- ・ものづくりの技術や観光地・別荘地などの地域資源を活かした活発な産業活動によって、経済的に豊かであること
- ・公立諏訪東京理科大学*や同大学の学生と連携した、夢のあるまちづくりが行われていること

*公立諏訪東京理科大学：平成30年（2018年）4月に、公立大学として開学する茅野市に立地する大学のこと。諏訪6市町村で構成する一部事務組合「諏訪広域公立大学事務組合」が設立する「公立大学法人公立諏訪東京理科大学」が運営する。

第3節 まちづくりの基本指針

目指すまちの将来像の実現に向けて、基本計画の中で特に重点的に取り組んでいく5つの視点を「まちづくりの基本指針」として定めます。

1 地域やあらゆる世代で支え合う仕組みづくり

人口減少や少子高齢化が進行する中、世帯の核家族化や高齢者独居世帯の増加が予想されます。子育てや介護、生活の孤立化に対応するためには、家族の支えや、地域で支える「共助」の取組が重要になります。

地域における高齢者の見守りや子育て支援、自主防災組織活動の充実など、共助の取組を一層活発化することにより、地域が元気になり、市民が安心して暮らせることを目指します。

特に、地域コミュニティ[※]の活動を更に活性化させるため、公民館[※]の積極的な活用を進めます。

2 21世紀を生きる力を育む仕組みづくり

「まちづくり」は「ひとづくり」から始まります。八ヶ岳連峰の豊かな自然と縄文文化に抱かれた郷土を愛し、豊かな心を育み、人としての品格を養う教育の理念のもと、読書教育を中軸に、幼保小連携教育[※]や小中一貫教育[※]、英語教育やICT教育[※]、縄文教育[※]の充実などをおして、保育園、認定こども園、幼稚園、学校及び地域社会が連携した「21世紀を切り拓く、心豊かでたくましくやさしい夢のあるひと育ちの茅野市教育」を進め、「生きる力」を育むことを目指します。

3 まちの活力の向上を図る仕組みづくり

まちの活力を向上させるには、ものづくり技術を中心とした地域産業や縄文遺産、歴史、文化、自然環境などの地域の強みをより一層活かしていく必要があります。茅野市の特徴でもある観光については、(仮称)ちの観光まちづくり推進機構[※](茅野版DMO)を立ち上げ、観光業者のみによる観光ではなく、地域資源を活かした商品開発により、「住んでよし、訪れてよし」を地域全体でも共感できる「観光を活

※地域コミュニティ：地域における課題解決に向け組織される区・自治会といった団体やその集合体のこと。

※公民館：区や自治会に設置される公民館分館のこと。

※幼保小連携教育：保育園、認定こども園、幼稚園の「遊びをとおした学び」から小学校での「教科中心の学び」への円滑な接続を図るため、保育園・認定こども園・幼稚園・学校・家庭が相互理解を深めながら子どもの緩やかで連続的な育ちを推進すること。

※小中一貫教育：教職員が統一した授業観を持ち、子どもの発達段階を考慮した教育を展開することで、児童生徒の主体的な学び合いを実践する教育のこと。

※ICT教育：ICT(情報コミュニケーション技術)を活用した教育のこと。

※縄文教育：縄文人のたくましさ(自立)、やさしさ(協働)、高い生活力と芸術性(創造)にふれ、自分の生き方を深く見つめ直す学習のこと。

※(仮称)ちの観光まちづくり推進機構：茅野市の地域資源を活かし、さまざまな産業を結びつけながら、観光を通して、「住んでよし、訪れてよし」を実現することを目的に観光まちづくりを推進する組織のこと。

かしたまちづくり」を進めます。

また、平成 30 年（2018 年）4 月に公立大学として生まれ変わる公立諏訪東京理科大学は、工学系大学という視点を活かした産学連携のみならず、産業振興や地域づくりなどの知の拠点*として、これからのまちづくりに最大限活かします。

4 安全・安心・豊かな暮らしを支える社会基盤づくり

茅野市の財産である豊かな自然や景観は、豊かな暮らしにとって欠かせないものです。この豊かな自然や素晴らしい景観を次世代につないでいく取組を進めます。

また、今後、人口減少や高齢化の進行等により、厳しい財政運営が予想されます。そうした状況においても、市民が生活していく上で欠かすことのできない道路や橋梁、上下水道といったインフラ施設、保育園や小中学校などの公共施設については、今あるものを最大限活用するとともに、長寿命化・耐震化・整備等を計画的に実施し、安全・安心な社会基盤整備を進めます。特に、大規模な災害が発生した場合の災害対策拠点機能*の強化を図ります。

5 あらゆる主体による協働のまちづくりに向けた仕組みづくり

茅野市では、地域福祉、生活環境、教育問題をまちづくりの重点3課題として、平成7年度（1995年度）から市民・民間・行政が一体となって取り組むパートナーシップのまちづくり*を進めてきました。その後、国際化や情報化、市民館の建設など、様々な分野にパートナーシップのまちづくり第1ステージの活動が広がりました。また、平成18年度（2006年度）には、それまでの分野別の活動を地域コミュニティ活動へとつなげると共に、身近な地域課題を共有し連携・協力するプラットフォーム*として、各地区にコミュニティ運営協議会*を設立し、パートナーシップのまちづくりの第2ステージが始まりました。

更にこれからのまちづくりには、分野や地域を超えた団体間のネットワークづくりや、いつでも市民がまちづくりに参加できる体制づくりにより、住民自治力を高めていくことが求められます。このため、従前の活動分野や地区における連携に加え、民間企業、各種団体、個人、地域との連携など、あらゆる主体がつながりを築き、地域課題を解決していくためのパートナーシップのまちづくりを理念とした人づくり、場づくり、関係づくりを進めます。そのための拠点施設として、市民活動センター「ゆいわーく茅野」をオープンしました。ゆいわーく茅野では、「であう つながる 創造する」をキーワードに、様々な分野の市民活動の創出とそれらの連携を図り、まちの元気を創り出していきます。

※知の拠点：地域の課題と大学が持つ資源の効果的なマッチングによる地域の課題解決や地域振興のための拠点となること。

※災害対策拠点機能：大地震や大規模な風水害等が発生した場合に、市の災害対策の拠点となる場及び情報システムのこと。

※パートナーシップのまちづくり：まちづくりに市民等が主体的に関わり、市がそれを支援し、公民協働で取り組むまちづくりのこと。

※プラットフォーム：様々な活動を行う団体等が情報共有などを行う「場」のこと。

※地区コミュニティ運営協議会：地区内の諸団体がそれぞれの活動の枠を超えて地域の課題を共有し、解決に向けた話し合いや連絡調整を行う組織のこと。

パートナーシップのまちづくりの次のステージである第3ステージの取組は、ゆいわく茅野を拠点施設として、あらゆる主体が協働しながら課題解決を図る取組です。全てのステージでの協働の取組が織りなす住民主体によるまちづくりが活発に展開されることとなります。

第4節 まちづくりを進める基本政策・政策横断プロジェクト

1 基本政策

目指すまちの将来像の実現に向け、「保健・医療・福祉」、「子育て・教育・文化」、「環境・市民生活」、「産業経済」及び「都市基盤」と、各分野の政策を推進するための下支えとなる「行政経営」の6つを基本政策として設定します。

(1) お互いに支えあい、その人らしく暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

少子高齢化、要介護者の増、人間関係や社会関係の希薄化などの背景から社会的孤立などの地域課題、また生活困窮支援といった新たな課題に向きあい、保健・医療・福祉、生涯学習の観点から制度の狭間を繋ぐ地域福祉の推進とともに、日常生活支援ができる支えあいのコミュニティづくりの充実が重要となっています。

保健・医療・福祉の連携一体化を推進し、心身ともに健康で暮らしやすい地域を創造し、次の基本理念に基づき「人にやさしくお互いに支えあうまち、住んでよかった茅野市」を目指します。

- ・一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち
- ・生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち
- ・ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち
- ・すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

【政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）】

- 第3次茅野市地域福祉計画（福祉21ビーンズプラン）
- 第6期茅野市高齢者保健福祉計画
- 第3次茅野市障害者保健福祉計画
- 第2次茅野市健康づくり計画（からだ・こころ・すこやかプラン）
- 第2次茅野市食育推進計画（元気もりもり食育プラン）

(2) 生涯を通じて学び続け、未来を切り拓く、心豊かなひと育ち（子育て・教育・文化）

市民一人ひとりの夢の実現のため、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」学び続けられる環境を整え、情熱をもって未来を切り拓く、創造力あふれる人づくりを目指します。

また、おなかの中の赤ちゃんから青年期*までそれぞれの成長期において「た

*青年期：おおむね高校生から社会に出るまでの年代のこと。

くましく、やさしい、夢のある子ども」に育つことを願い、乳幼児期[※]は、あふれる愛情で豊かな心の発達を促し、学童期[※]から思春期[※]は、知・徳・体・食のバランスのとれた教育で青年期を迎えられるよう、人と人とのつながりを大切に、地域と共に「子どもと家庭の支援・応援」に取り組みながら次世代を担う子どもたちの『生きる力』を育みます。

【政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）】

- 茅野市教育大綱
- 第3次茅野市子ども・家庭応援計画（どんぐりプラン）
- 茅野市生涯学習推進指針
- 茅野市社会教育推進計画
- 第3次茅野市子ども読書活動推進計画
- 茅野市文化芸術推進計画
- 縄文の里史跡整備・活用基本計画
- 茅野市スポーツ推進計画

(3) 八ヶ岳の豊かな自然と人が調和する環境先進都市づくりと安心な市民生活の確保（環境・市民生活）

地球温暖化や生物多様性[※]をはじめとする環境問題を解決するには、法律や条例による規制とともに、市民一人ひとりの意識の変革による生活様式の改善や環境に配慮した事業活動を行うなど、すべての主体が一体となって環境へ及ぼす影響を少なくする取組を行う必要があります。

自然環境の保全、生活環境の保全、快適環境の創造、循環型社会の構築、地球環境の保全に向けた取組を推進し、前世代から引き継いだ良好な環境を次世代に継承します。

また、安定した市民生活を支える戸籍・住民基本台帳などの業務の適切な執行や、安心して日常生活が送れるための相談体制の充実、墓地・火葬場の運営など、安全で安心な市民生活の確保に取り組みます。

【政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）】

- 第2次茅野市環境基本計画（次の計画を含む）
 - 茅野市減CO2計画
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（茅野市・富士見町・原村）

※乳幼児期：小学校入学前の年代のこと。

※学童期：小学生の年代のこと。

※思春期：おおむね中学生と高校生の年代のこと。

※生物多様性：生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。

(4) 「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」活力と活気あふれるまちづくり (産業経済)

不安定な国際情勢や技術革新に伴う市場変動、人々のライフスタイルの変化等の中にあっても、市内産業が持続的に成長し、雇用を維持できるよう地域の稼ぐ力を培っていく必要があります。一方で、生産年齢人口の減少や全国的な景気の回復基調に伴って、市内産業における労働力の不足や新たな担い手確保が困難になることが予想されます。

産学公等の連携^{*}を推進し、様々な地域資源を活用した新たな付加価値の創出や地域ブランド^{*}の形成を図るとともに、各産業の経営力や技術力等の強化、人材の確保・育成、事業活動の基盤となる環境整備を進め、「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」の活力と活気あふれるまちづくりを目指します。

【政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）】

■第2次茅野市産業振興ビジョン（以下の各ビジョンを含む）

- 農業振興ビジョン
- 林業振興ビジョン
- 商業振興ビジョン
- 工業振興ビジョン
- 観光振興ビジョン
- 建設産業振興ビジョン

(5) 豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり（都市基盤）

茅野市は、八ヶ岳をはじめとする雄大な自然に抱かれ、縄文の時代から多くの集落が栄えた高原都市です。これからも、豊かな自然環境と人々が調和した安心・快適なまちづくりを目指すため、景観に配慮した土地利用、人にやさしい道路・河川・公園の整備、上下水道の安定したサービスの提供、様々な災害に備えるインフラ整備を進めます。

また、人口減少・少子高齢化といった社会構造の変化とともに生じる、地域コミュニティの希薄化を招く空き家の増加など、深刻で複雑化する課題に正面から取り組んでいきます。

さらに、長期的な集約型都市構造^{*}への転換を踏まえ、都市施設の適正配置、賑わいのある中心市街地の再生、集落間ネットワーク^{*}形成の推進などにより、コスト面だけでなく都市基盤全般を考慮した持続可能なまちづくりを目指します。

※産学公等の連携(産学公連携): 新技術の開発や新事業の創出などを図ることを目的として、民間企業と大学などの教育研究機関、地方公共団体が連携すること。

※地域ブランド: 地域に存在する自然や歴史、文化、食、特産品などの地域資源に付加価値をつけ、他地域と差別化を図ること。

※集約型都市構造: 都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで連携させる都市構造のこと。

※集落間ネットワーク: 点在する集落と集落を公共交通で結ぶこと。

【政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）】

- 茅野市都市計画マスタープラン
- 茅野市都市基盤整備計画
- 茅野市立地適正化計画
- 茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想
- 茅野市緑の基本計画
- 茅野市景観計画
- 茅野市住生活基本計画
- 茅野市建築物耐震改修促進計画
- 茅野市空家等対策計画
- 茅野市公営住宅長寿命化計画
- 茅野市水道ビジョン
- 茅野市下水道中期ビジョン
- 茅野市・原村生活交通確保維持改善計画

(6) やさしさと活力あるまちづくりを支える持続可能な行政経営（行政経営）

茅野市はこれまで、茅野市行財政改革推進プログラムなどに基づき、行財政運営の適正化、効率化を図ってきました。しかし、少子高齢化の進行や人口減少、公共施設等の老朽化、多様化する市民ニーズへの対応など、今後も厳しい行政経営が予想されます。

第5次茅野市総合計画で目指すまちの将来像や、各政策で実施する様々な取組を着実に実現していくため、市民のまちづくりへの積極的な参加と、茅野市の経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報を最大限に活かした持続可能な行政経営を進めます。

【政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）】

- 茅野市行政経営基本計画
- 茅野市公共施設等総合管理計画
- 第3次茅野市男女共同参画計画（はつらっプラン21）

2 政策横断プロジェクト

基本政策の枠組みにとらわれず、一つの取組で多面的な効果を生み出す施策や事業を「政策横断プロジェクト」として位置づけます。「人口減少・少子高齢化対策の推進」、「災害に強い支え合いのまちづくりの推進」、「縄文を活かしたひとづくり、まちづくりの推進」、「多文化の共生と国際交流の推進」及び「情報化によるやさしいまちづくりの推進」の5つを政策横断プロジェクトとして設定します。

(1) 5000年の歴史(とき)を未来につなぎ 力強く明日が輝く茅野市をつくる (人口減少・少子高齢化対策の推進)

茅野市の人口は、平成20年(2008年)11月をピークに減少し、高齢化率は平成20年(2008年)から平成26年(2014年)にかけて5.2ポイント上昇しました。

茅野市が将来にわたって持続可能なまちであるため、茅野市地域創生総合戦略に基づき、雇用(仕事)創出、移住推進、観光推進、子育て支援、コミュニティ支援の5つの基本目標に設定した基本的方向を実現するため、具体的な事業の推進を通じて、人口減少・少子高齢化対策に取り組みます。

【政策の方向性を実現するための基本計画(分野別計画)】

■茅野市地域創生総合戦略

(2) 自助、共助、公助による災害に強い支え合いのまちづくり(災害に強い支え合いのまちづくりの推進)

茅野市は広大な市域を抱え、災害発生リスクの伴う複雑な地形を有するとともに、直下型地震を引き起こす活断層が多数存在しており、災害がいつ、どこで発生するかわかりません。そして、災害の規模が大きいほど、防災関係機関だけでは対応できない恐れがあり、災害発生後にできることは限られています。

発生する恐れがある災害の把握と周知を迅速に行うとともに、災害発生時の被害を最小限に食い止め、大切な人、もの、生活を守る対策を、ハードとソフトの両面から、市民、自主防災組織^{*}、防災関係機関と連携して進めます。

そして、地域において人と人が支え合い「地域の安全は地域の力で守る」意識のさらなる醸成により、安全で安心な災害に強いまちづくりを進めます。

【政策の方向性を実現するための基本計画(分野別計画)】

■茅野市地域防災計画

^{*}自主防災組織：区・自治会等を単位として組織された、住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災コミュニティ組織のこと。

(3) 優れた縄文の文化・精神を取り入れ、活かし、継承するまちづくり（縄文を活かしたまちづくり、ひとづくりの推進）

縄文プロジェクトは、当市の特徴的な地域資源である“縄文”を考古学の分野にとどめず、私たちの生活の中で広く「まちづくり」や「ひとづくり」に活かしていこうとする取組です。

未来にわたり、やさしさと活力あるまちを目指していくためには、長く豊かな暮らしをしていたとされる、縄文時代の文化や縄文人の精神性について、市民の皆さんに関心を持っていただくことが重要であり、そのために“縄文”を意識した取組が課題となっています。

縄文プロジェクトにおける5つの視点①縄文を識る、②縄文を広める、③縄文を産み出す、④縄文を楽しむ、⑤縄文を守る、から政策横断的に事業を推進し、縄文によるまちづくり、ひとづくりに取り組みます。

【政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）】

■縄文プロジェクト

(4) 心豊かな多文化共生社会の実現をめざす（多文化の共生と国際交流の推進）

茅野市在住の外国籍市民は、出身国や言葉はもちろん文化的背景も多様です。そのため、多言語による相談体制の充実だけでは、外国籍市民の自立に対応できない状況です。今後は、現相談体制に加え、外国籍市民にとって理解しやすい簡単な日本語を指す「やさしい日本語」による案内や説明、相談体制が求められています。

また、国際社会に対応できる人材の育成や、国際理解を深めるための交流の場を設けること、多文化共生・国際交流に対し意欲のある人材が地域に貢献できる仕組みづくりが課題となっています。

茅野市は、国籍や文化の違う人々が互いを認め合い、共に地域社会の構成員として生活することができる多文化共生のまちづくりを目指すとともに、生活に必要な情報は、「やさしい日本語」を使用し、情報格差の起きないように努めます。

併せて、国際交流事業を通じ、国際感覚豊かな人材の育成を目指すとともに、国・県等の関係機関と連携を図り、多文化共生社会の実現や国際交流推進のため活動する団体等を支援します。

【政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）】

■茅野市多文化共生・国際交流推進計画

(5) ICTが支える、ひとにやさしい暮らし(情報化によるやさしいまちづくりの推進)

ICTやIoTなどの進展により、これらの技術を市民の生活課題解決や市の情報発信などに活用することが期待されています。

ICTを活用して、市民生活・教育環境の向上、雇用・産業の創出などを進め、地域の活性化へつなげます。また、安全・安心な行政サービスを展開し、市民に便利なまちにしていけます。さらに、戦略的な情報発信を展開し、茅野市の魅力を発信していきます。

ICTが各政策における事業実施にとってより良い方向に進むための下支えとなり、市民が暮らしやすいまちになることを目指します。

【政策の方向性を実現するための基本計画（分野別計画）】

■茅野市ICT活用戦略

第5節 将来展望人口

第5次茅野市総合計画の推進にあたり、茅野市の人口がどのように推移していくのか推計することは、これからのまちづくりを考えるための重要な事項です。

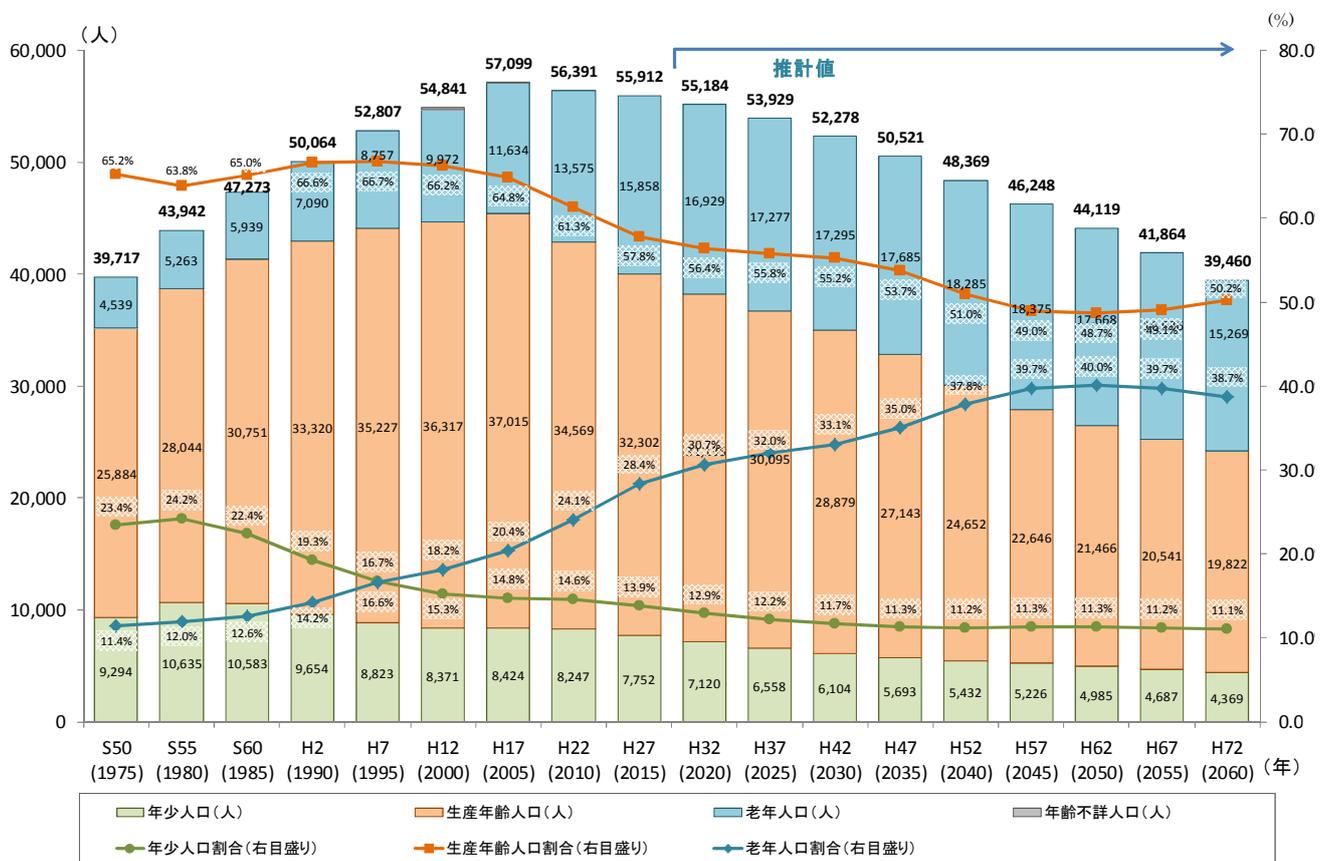
平成27年(2015年)10月に策定した「茅野市地域創生総合戦略」の「茅野市人口ビジョン」の推計条件を引き継ぎ、平成27年(2015年)に行われた国勢調査など新たに得られた統計情報をもとに人口推計を行い、第5次茅野市総合計画における将来展望人口を設定します。

1 現状推計人口

国勢調査によると、茅野市の人口は、平成17年(2005年)の57,099人をピークに減少に転じています。平成27年(2015年)に行われた国勢調査では、55,912人となり、ピーク時と比べて2.1%の減少となっています。年齢3区分別の人口割合を見ると、年少人口(0歳～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)の割合が減る一方、老年人口(65歳以上)の割合は高まっています。

国立社会保障・人口問題研究所※(以下「社人研」という。)の推計方法を基本に、出生率※、純移動率※が現状のまま推移すると仮定した現状推計人口では、2040年に48,369人、2060年に39,460人にまで減少すると推計されます。

【図表27】 現状推計人口



(注) H7(1995)～H27(2015)：総務省統計局「国勢調査」(※H12(2000)～H27(2015)は年齢不詳人口がある。このうちH22(2010)及びH27(2015)については、年齢不詳人口を年齢3区分にそれぞれ按分してある。) H32(2020)～H72(2060)：茅野市にて推計

2 将来展望人口※

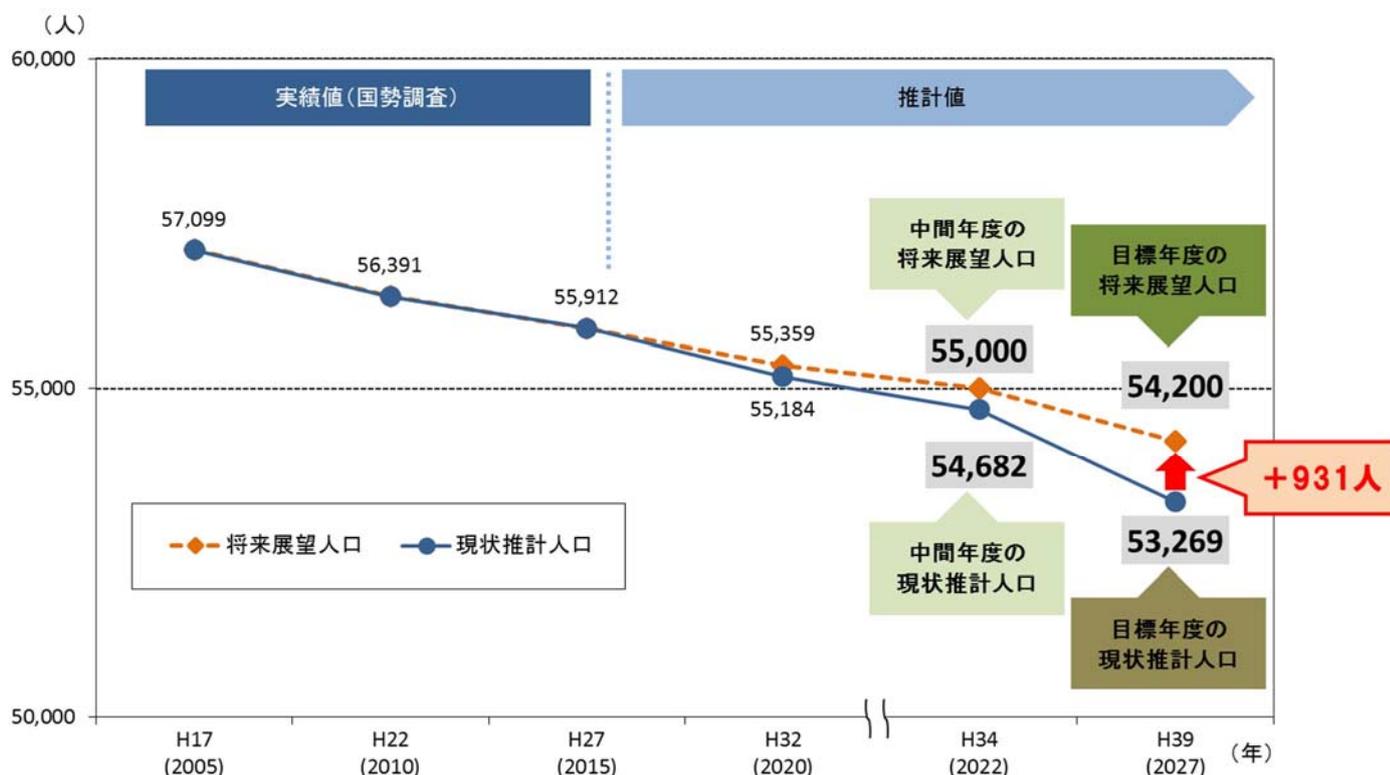
(1) 将来展望人口

出生率の向上や子育て環境の整備、移住・定住・二地域居住※の推進、産業振興、交流人口※の増加、地域コミュニティ活動の充実といった人口減少対策の効果を見込んだ推計を行った結果、将来展望人口は、2040年に51,292人、2060年に46,468人になると推計されています。

この推計結果を受け、第5次茅野市総合計画における将来展望人口を以下のように設定します。

【図表 28】 第5次茅野市総合計画の中間年度及び最終年度の将来展望人口

	中間年度 (2022年度)	目標年度 (2027年度)
将来展望人口	55,000人	54,200人
【参考】現状推計人口	54,682人	53,269人



※国立社会保障・人口問題研究所：厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。人口や世帯の動向、社会保障政策や制度についての研究を行う。

※出生率：一定期間における出生数の人口に対する割合のこと。一般に、1年間における人口1000人あたりの出生数の割合をいう。

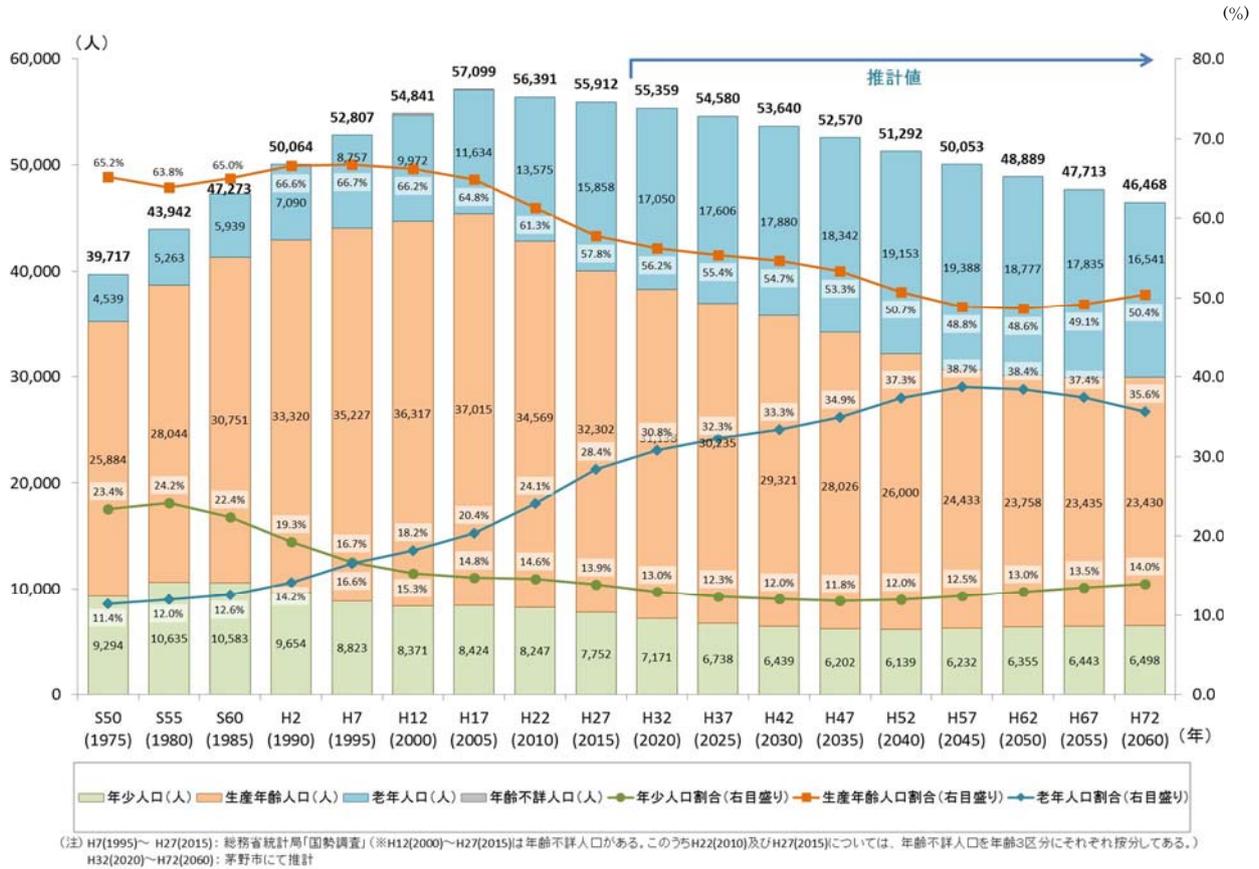
※純移動率：人口総数に対する5年間の社会動態（転入と転出の差）による人口増減数の率のこと。

※二地域居住：都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つこと。

※交流人口：観光や別荘利用など、外部からある地域を訪れる人口のこと。

※将来展望人口：出生率の向上や転入者の増加など、様々な人口減少対策の効果を見込んだ推計人口のこと。

【図表 29】 将来展望人口



【図表 30】 推計条件

現状推計人口	基準人口	・平成 27 年(2015 年)国勢調査結果(総務省統計局)
	出生率	・「子ども女性比 [※] 」を用いて推計 ・平成 27 年(2015 年)の「全国の子どもの女性比」と「茅野市の子どもの女性比」との格差(比)が将来にわたり一定として、茅野市の「子ども女性比」を設定 ・なお、将来にわたる「全国の子どもの女性比」は、社人研「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)」に基づく
	純移動率	・H22(2010)→H27(2015)年の純移動率を算出し、これが将来にわたり社人研推計(日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計))の純移動率の動きに合うように、「→2015 年」に対する各年の比率をそれぞれ乗じることで算定 ・「→2040 年」以降は、平成 52 年(2040 年)の数値と同水準で推移すると仮定
将来展望人口	基準人口	・平成 27 年(2015 年)国勢調査結果(総務省統計局)
	出生率	・「子ども女性比」を用いて推計 ・平成 27 年(2015 年)の「子ども女性比」が、平成 72 年(2060 年)にかけて、合計特殊出生率 [※] 2.07(人口置換水準 [※])を子ども女性比に換算した値に上昇すると仮定 ・なお、換算値は社人研「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)」の「合計特殊出生率」と「子ども女性比」の比率を用いた
	純移動率	・H22(2010)年→H27(2015)年の純移動率を算出。プラスの年齢階級は今後も同水準を維持し、マイナスの年齢階級は平成 47 年(2035 年)の均衡に向けて縮小したのち平成 47 年(2035 年)以降は純移動率が 0 となると仮定

※子ども女性比：0-4 歳人口と 15-49 歳女性人口の比のこと。

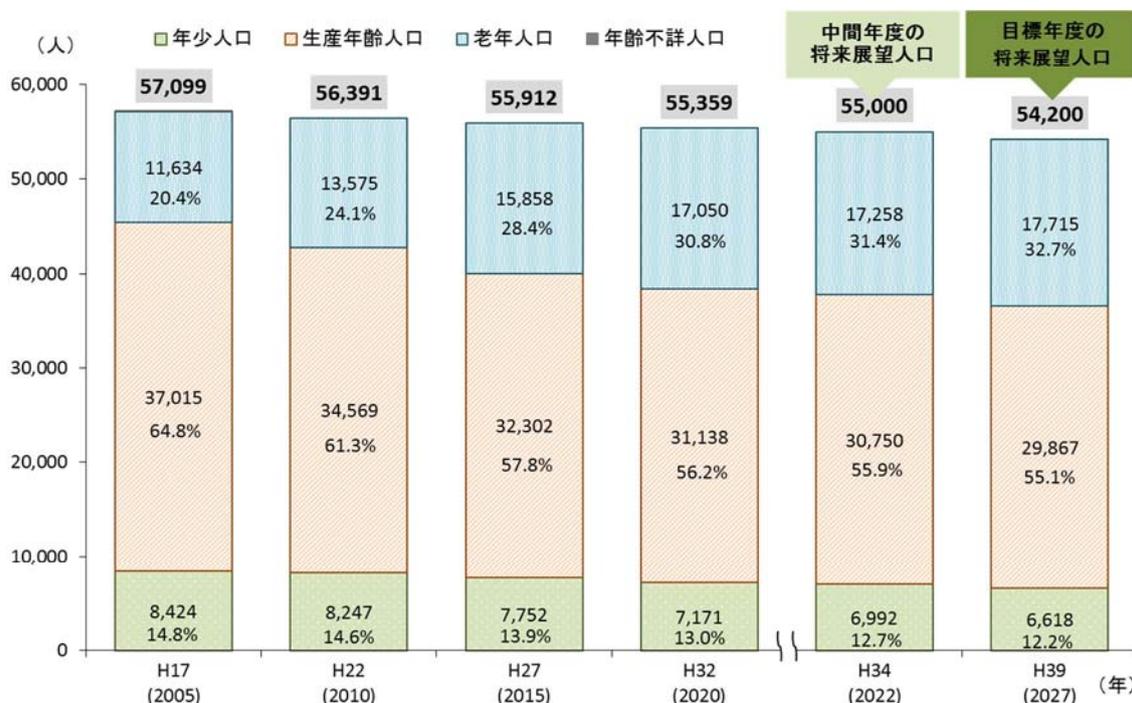
※合計特殊出生率：一人の女性が一生に産む子どもの平均数のこと。(平成 27 年の茅野市の合計特殊出生率は 1.60)

※人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。

(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口を見ると、生産年齢人口の減少傾向が強くなっていきます。

【図表 31】 年齢3区分別人口



(注1) H17(2005)～ H27(2015)：総務省統計局「国勢調査」※H22(2010)及びH27(2015)は、年齢不詳人口を年齢3区分にそれぞれ按分

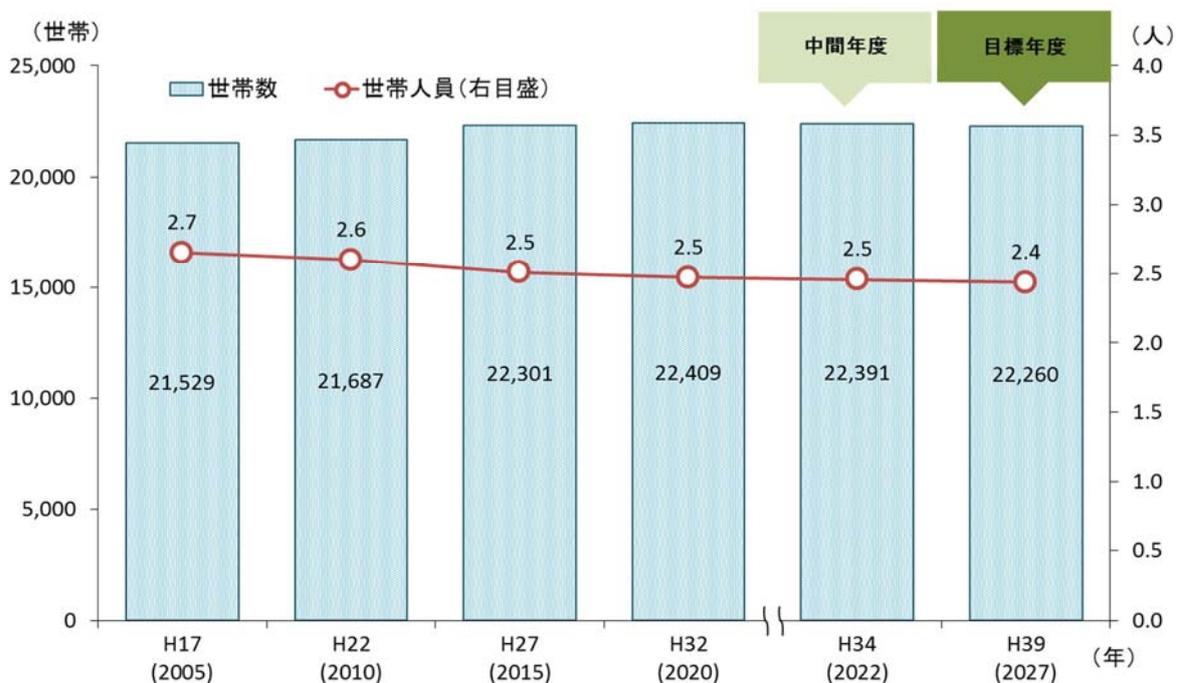
(注2) H32(2020)～H39(2027)：茅野市にて推計

(注3) H34(2022)年及びH39(2027)年の人口は、H32(2020)年・H37(2025)年・H42(2030)年時点の推計値に基づき、各時点間は直線的に推移するとの仮定のもと設定している

(3) 世帯数及び一世帯当たり人員

世帯数は、2020年度までは増加する見込みとなっていますが、以降減少に転ずると推計されています。世帯数の減少に伴い、1世帯当たり人員の減少傾向も若干弱まると推計されています。

【図表 32】 世帯数及び1世帯当たり人員



(注1) H17(2005)～ H27(2015)：総務省統計局「国勢調査」

(注2) H32(2020)～H39(2027)：茅野市にて推計

(注3) 世帯人員は、総人口を世帯数で除して算出している

第6節 土地利用構想

総面積 266.59 km²に及ぶ広大な市域は、茅野市の発展や豊かな市民生活、生産等の諸活動の共通の基盤であることから、総合的かつ計画的な土地利用を促進するため、土地利用の基本方針を以下のように定めます。

なお、より具体的な土地利用の方針等については、茅野市都市計画マスタープランにおいて示します。

1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

茅野市の土地は、現在及び将来における市民のための限られた資産であるとともに、地域の発展や豊かな市民生活、生産等の諸活動の共通の基盤です。また、森林・農用地・宅地・道路・河川等の土地資源の上に、水や空気、景観等の要素が加わって茅野市という地域が形成されています。

八ヶ岳から市街地まで連続して繋がる、水と緑の連携軸[※]を保全していくことを前提として、自然的土地利用[※]と都市的土地利用[※]のバランスある発展を目指し、茅野市を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応した土地利用を総合的、計画的に進めます。

(2) 土地利用の基本方針

ア 多様で豊かな自然環境、資源の保全・活用・継承

土地利用にあたっては市域全体のバランスを重視するとともに、茅野市が誇る自然環境や原風景の保全と再生を図りながら未来に引き継いでいきます。

イ 量的な拡大から質的な充実に配慮した土地利用の推進

農用地や森林等の自然的土地利用は、公益的機能を維持・継承していくことを基本とするとともに、治山・治水対策の推進や自然的、歴史的な既存資源の組み合わせ等により多機能で多面的な活用を推進します。

市街地等の都市的土地利用は、低・未利用地の有効活用や、防災施設等の社会基盤整備を図り、産業振興や中心市街地の活性化に配慮した適正な土地利用の転換による有効利用を推進します。また、歴史や文化と調和したうるおいとやすらぎのある空間の形成、個性と魅力ある良好な市街地の環境を創出します。

※水と緑の連携軸：八ヶ岳の裾野から上川、宮川、柳川等主要水系に沿って市街地まで、約 20 kmにわたって連続する主要水系の「水」と段丘林や緑地等の「緑」のこと。

※自然的土地利用：農業用地や林業用地など、主に自然的状態による土地利用のこと。

※都市的土地利用：住宅地や工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主に人工的施設による土地利用のこと。

ウ 連続性のある土地利用と交流拠点の強化

茅野市の土地、水・緑等の自然は、連続性を有しているため、各地域の自然的・歴史的・文化的要素等のネットワークと交通網整備等の都市的ネットワークの強化を図り、市域全体の総合力を高めながら市域全体が調和して一体的に発展していくための土地利用を進めます。

また、茅野市は諏訪地域の広域的な中心拠点としての都市機能の一翼を担っていくことが今後も期待されることから、単に市域のみから見た利用でなく、連続性を重視した利用を進め、交流拠点都市としての機能強化を図ります。

エ 「住み手」から「創り手」へ、愛着と誇りの持てる地域づくり

少子高齢化の進行に伴い、地域力や市民力の低下が懸念される中で、活力あるコミュニティを維持しながら、「住み手」である市民が自ら「創り手」となってそれぞれの地域に応じた土地利用を考え、住む人々が安全に安心して暮らせる生活環境づくりに参加し、地域に愛着と誇りを持ち、これからも住み続けたいと感じる地域づくりを目指します。

オ 地域の総合力による活力あるまちづくりへの対応

市民が豊かに永続的に住み続けるためには、広域交通体系や情報化基盤整備、多様で豊かな地域資源の活用等により、交流拠点としての付加価値を高め、地域の総合力を高める必要があります。

地域の総合的な土地利用における付加価値を高めることにより、既存企業の育成や、地域住民や企業等の理解と協力を得ながら、市全体の土地利用に配慮した対応を進めます。

カ 土地所有者と地域、関係団体、行政とが連携し協働する計画的な土地利用

市域の大部分を占める豊かな森林等の自然資源を適切に保全、育成し、未来に継承し、誇りと愛着を持てる地域づくりなどを推進していくためには、地域コミュニティ活動も大きな役割を果たします。

自然環境と都市的機能が調和した、均衡ある持続可能な土地利用を計画的に進めるために、様々な土地利用の場面において、市民・地域・関係諸団体・行政が連携して推進します。

2 ゾーン別土地利用の方針

自然地形や土地利用形態等の地域特性から、茅野市の土地を「市街地ゾーン」、「緑と人の農住共生ゾーン」、「山岳・高原リゾートゾーン」の3つのゾーンに設定し、それぞれの土地利用の方針を定めます。

(1) 市街地ゾーン

現行の用途地域[※]の区域が該当し、主要幹線道路が集中する茅野駅周辺の中心市街地とその周辺地域及び大規模な住宅団地として開発された中大塩団地により構成される地域です。

市街地ゾーンの将来目標を「安全・安心な都市環境整備を通じた中心市街地としての集積性強化」とし、都市機能が集積する拠点として、当ゾーン内に分布する災害リスクに対する安全・安心を確保し、既成の市街地における土地利用の再編や、低・未利用地の有効活用等を通じて、都市機能や居住環境整備を図り、都市景観の形成に配慮した土地の有効利用を進め、効率的で賑わいのある市街地の形成を図ります。

(2) 緑と人の農住共生ゾーン

農業振興地域[※]の区域が該当し、八ヶ岳連峰の裾野に広がる広大な農用地の中に集落や新興住宅地、工業団地等が点在し、大泉山、小泉山などの豊かな自然環境と、尖石遺跡等の歴史遺産を有する農村集落地域です。

緑と人の農住共生ゾーンの将来目標を「身近な自然にふれあう安全・快適な緑住まちづくり」とし、優良農用地の保全と既存の農村集落や新興住宅地の土地利用形態を維持しつつ、都市と農村の交流の場、歴史文化の交流の場としての活用等、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図るとともに、田舎暮らし等の移住・定住先としての形成を図ります。

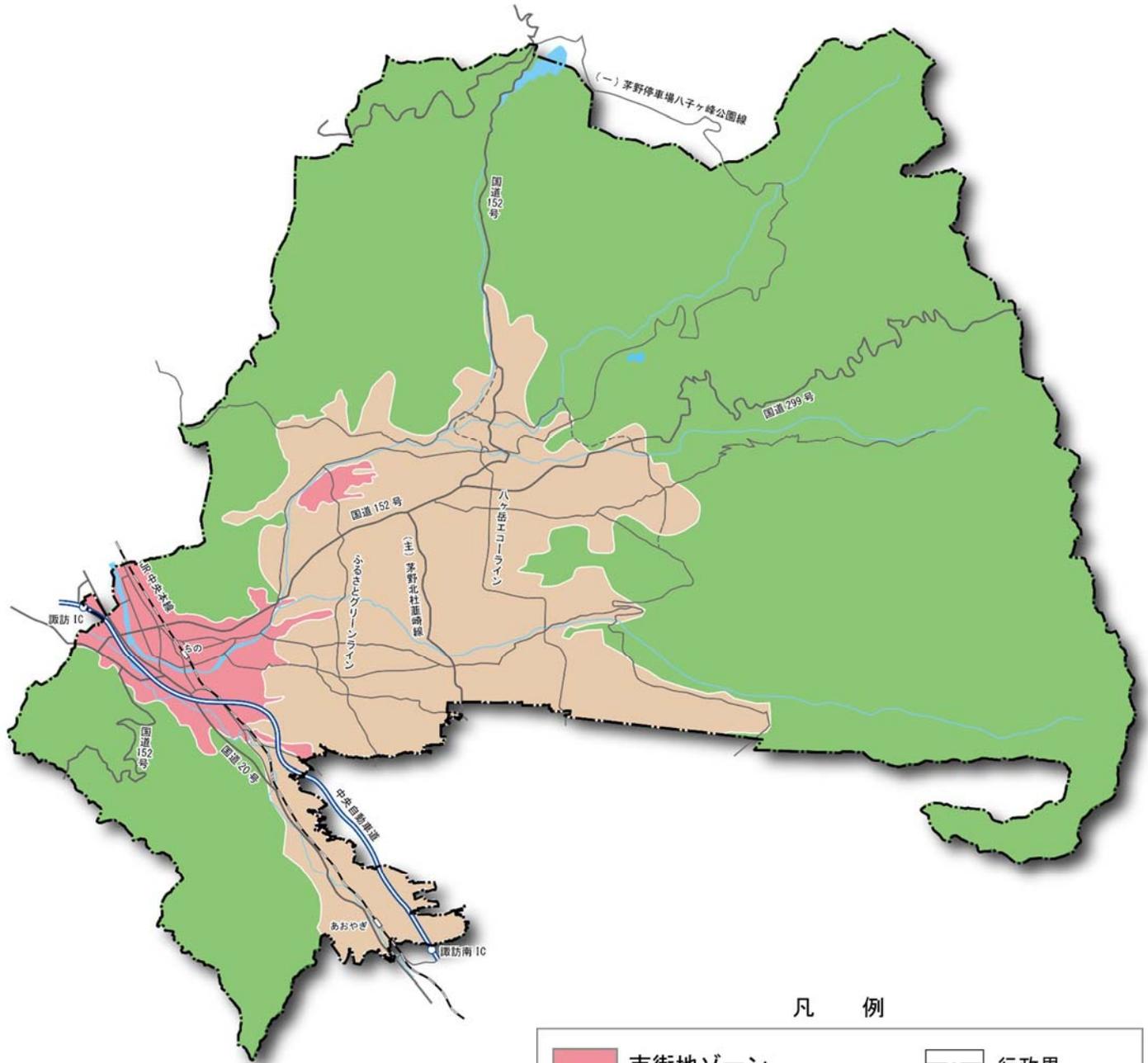
(3) 山岳・高原リゾートゾーン

八ヶ岳中信高原国定公園を含む高山・亜高山帯及び別荘地等の森林交流地を含む山林地が該当し、東部の八ヶ岳連峰から、蓼科山、北部の車山、さらに西北部の永明寺山まで連なる広大な山地と、西南部の西山山地からなり、豊かな自然環境・生態系を有し、大部分を急峻な山岳地域や森林地域が占める地域です。

山岳・高原リゾートゾーンの将来目標を「優れた環境の保全と創造的な環境共生まちづくり」とし、高山・亜高山帯における厳正な自然環境の保全及び森林交流地の機能整備と適正な配置を図り、環境共生型の魅力ある高原リゾート地を目指します。

※用途地域：都市計画法で定められる地域地区の一つ。住居地や商業地、工業地など大枠としての土地利用を定めている。
※農業振興地域：将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域のこと。

【図表 33】 土地利用ゾーニング



凡 例

 市街地ゾーン	 行政界
 緑と人の農住共生ゾーン	 水面・河川
 山岳・高原リゾートゾーン	 鉄道
	 高速道路
	 主要な道路

第7節 構想推進のために

1 市民参加と協働による自助・共助・公助のまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行など、まちづくりの課題が多様化、複雑化する中で、基本構想を推進し、目指すまちの将来像を実現するためには、住民自治力の更なる向上が不可欠です。そのためには、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を基本として、パートナーシップのまちづくりの理念と手法の下、様々な活動を行う市民や市民活動団体、事業者、行政などが相互に連携し、協働するまちづくりの実践が重要となります。

協働の取組にあたっては、より良いパートナー関係を築くことが大切になります。そのため、対等な立場で共に議論する中で、想いや情報を共有し、お互いに十分なコミュニケーションを図り、信頼関係を築いていく、こういったプロセスを重視して丁寧な合意形成を図りながら協働の取組を進めていきます。

また、多様な市民がまちづくりに参加できるように地域、組織の人材発掘や育成に取り組めます。

これまで築いてきた関係や実績を大切にしつつも、常に、現在や将来のあるべき姿に向けた不断の見直しの必要性を共有しながら、市民参加と協働による自助・共助・公助のまちづくりを進めます。

(1) 自助（市民力）

市民一人ひとりが、自分でできることは自分で行うことを言います。市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、まちづくりに参加することが大切です。

(2) 共助（地域力）

「自助」では解決できないような課題の解決に向け、区・自治会といった地域コミュニティや様々な市民活動などが連携・協力することを言います。地域コミュニティを土台に、福祉や環境、子育て、防災などにおける近隣住民相互による支え合い・助け合いの仕組みをつくっていきます。

(3) 公助（行政力）

市民や事業者が安心して安全な生活を送るため、社会福祉や教育、産業振興、インフラ施設の整備などの行政サービスを、市の責任において行うことを言います。また、「自助」、「共助」の力を最大限に発揮するための支援を行うことも、「公助」に求められる取組のひとつです。

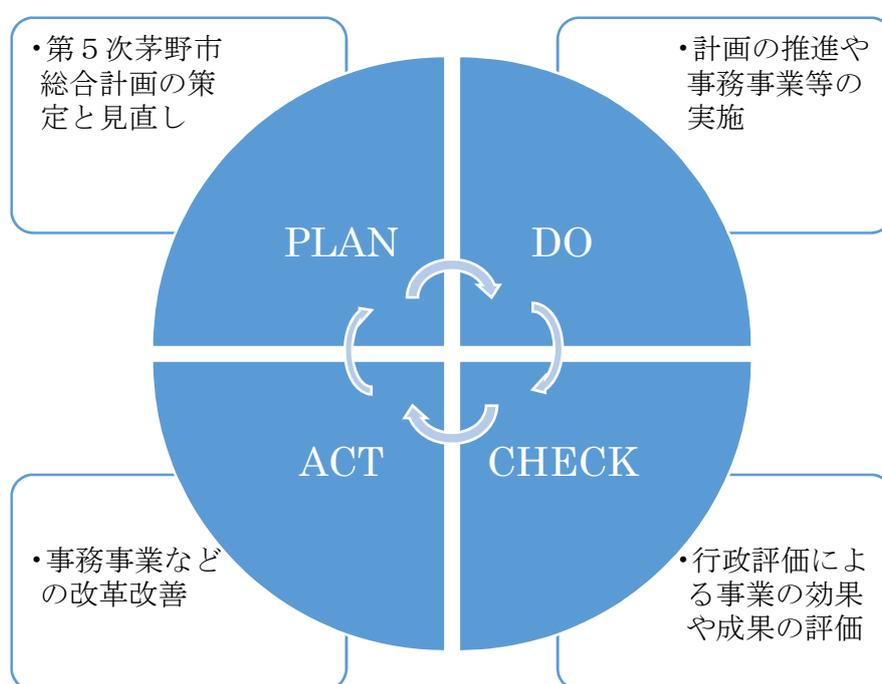
2 総合計画の推進と進行管理

(1) 計画推進のマネジメント

ア 計画の推進にあたってのマネジメントの実施

各計画に定めた数値目標やその進捗等の把握を中心に、「計画 (PLAN) → 実施 (DO) → 評価・検証 (CHECK) → 改革・改善 (ACT) → 計画 (PLAN)」のマネジメントサイクル*に基づき、継続的な施策・事業の改善・見直しを行いながら、効率的・効果的で着実な計画の推進を図ります。

【図表 34】 計画推進にあたってのマネジメント



イ 計画の推進における市民参画

第5次茅野市総合計画の策定にあたっては、パートナーシップのまちづくりの手法により、広く市民の皆さんに参加をしていただきました。

計画の推進にあたっても、分野別計画に沿って市民の参画を得ながら、事業の実施、計画の評価や見直しを行います。

*PDCAのマネジメントサイクル：事業目標の達成に向けて、計画 (PLAN) → 実施 (DO) → 評価・検証 (CHECK) → 改善・見直し (ACT) → 計画 (PLAN)を繰り返すこと。

(2) 進行管理のしくみ

ア 関連市民団体等の意見を踏まえた分野別計画の進行管理の実施

第5次茅野市総合計画においては、基本計画にあたる分野別計画の進行管理を踏まえて、総合計画全体の進行管理を行います。分野別計画の進行管理にあたっては、主に計画策定に携わった関連市民団体等の参画を得ながら、行政評価^{*}の結果等を踏まえて、取組状況や今後の方向性について共有するとともに、計画や事務事業の見直しを検討します。

イ まちづくりの基本指針の進捗等を踏まえた基本構想の進行管理の実施

第5次茅野市総合計画においては、各分野別計画の進捗状況等の総合的な把握とともに、まちづくりの基本指針に特に影響度の強い事務事業の進捗状況等や人口動向を基礎情報として、基本構想の進行管理と政策や施策などの重点化を行います。

中間見直しなどの適切な時期に、茅野市総合計画審議会へ進捗状況や重点化などについて諮問をし、答申をいただきます。

ウ 市議会への報告

基本構想の進捗状況等については、市議会へ報告を行います。

^{*}行政評価：行政の活動に対して設定した成果指標や投入されたコストなどを総合的に勘案して評価を行い、その評価結果に基づく改善や重点化を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させ、成果の向上を図る仕組みのこと。

【図表 35】 進行管理の仕組み

